

第54回 埼玉県消費者大会

大会スローガン

自ら考え行動する消費者になろう ~誰ひとり取り残さない平和な社会を目指して~



基調報告

昨年の消費者大会の様子



藻谷浩介さんによる記念講演



消費者課題分科会



全体会



実行委員会団体の活動紹介



食の分科会

第54回大会記念講演 湯浅 誠さん

講演テーマ 「子どもの貧困の現状と、私たちが考えなければいけないこと」

日時 2018年10月9日(火) 全体会 10時30分~12時30分
分科会 13時30分~15時30分

会場 埼玉会館 大ホール・小ホール・会議室など

主催 第54回埼玉県消費者大会実行委員会

後援 埼玉県

第 54 回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体名簿

【大会役員】

実行委員長 柿沼トミ子 (埼玉県地域婦人会連合会)
 副実行委員長 廣田美子 (さいたま市消費者団体連絡会)
 事務局長 岩岡宏保 (埼玉県消費者団体連絡会事務局長)

No	団体名	代表者名
1	埼玉県地域婦人会連合会	柿沼トミ子
2	新日本婦人の会埼玉県本部	加藤ユリ
3	埼玉県生活協同組合連合会	岩岡宏保
4	埼玉母親大会連絡会	阿部とも子
5	埼玉公団住宅自治会協議会	佐藤利彦
6	さいたま市消費者団体連絡会	廣田美子
7	コーペル	奈良原ノブ子
8	生活協同組合コープみらい	新井ちとせ
9	生活協同組合パルシステム埼玉	田原けい子
10	医療生協さいたま生活協同組合	雪田慎二
11	さいたま住宅生活協同組合	後藤晴雄
12	埼玉県労働者共済生活協同組合 (全労済)	金井浩
13	J A 埼玉県女性組織協議会	栗嶋美津江
14	埼玉県農民運動連合会	立石昌義
15	適格消費者団体NPO法人埼玉消費者被害をなくす会	池本誠司
16	埼玉県消費生活コンサルタントの会	小島志津
17	春日部市くらしの会	齋藤恂子
18	加須市くらしの会	杉沢正子
19	久喜市くらしの会	宮内智
20	くまがやくらし友の会	矢坂君子
21	志木市くらしの会	木下里美
22	白岡市くらしの会	川嶋ヒロ子
23	越谷市消費生活研究会	中村千代子
24	埼玉県西部地区消費者団体活動推進世話人会	星川一恵

事務局団体 埼玉県消費者団体連絡会

も く じ	P1 大会プログラム	P18 記念講演 講師紹介・資料
	P2 大会スローガンと基調報告	P29 分科会プログラム
	P11 埼玉県への要請書	P31 実行委員会参加団体紹介
	P17 大会アピール (案)	P39 消費生活関連事業調査報告

大会プログラム（全体会）

開場：10時00分（10時20分～実行委員会団体の取り組み上映）

開会：10時30分 閉会：12時30分

1. 開会（司会）

中村 千代子さん （越谷市消費生活研究会）

川上 豊子さん （埼玉母親大会連絡会）

2. 実行委員会団体紹介

3. 主催者挨拶

柿沼トミ子 実行委員長

4. 来賓挨拶

上田清司 埼玉県知事

5. 基調報告・埼玉県への要請

岩岡宏保 事務局長

6. 記念講演

『子どもの貧困の現状と、私たちが考えなければいけないこと』

湯浅 誠さん

※お願い：講演中の録音、写真・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

7. 大会アピール採択

渡邊 澄江さん（JA埼玉県女性組織協議会）

8. 閉会

会場内では携帯電話の電源はお切りください。開催中の飲食はご遠慮ください。
場内で記録用の写真撮影をしております。撮影した写真は実行委員会団体、埼玉県消費者団体連絡会などで、報告用として広報紙、ホームページで活用します。

大会スローガンと基調報告

スローガン

「自ら考え行動する消費者になろう ～誰ひとり取り残さない平和な社会を目指して～」

国際消費者機構（C I）では、1982年に「消費者の8つの権利と5つの責任」を以下の様にまとめました。

8つの権利は、①安全である権利、②知らされる権利、③選ぶ権利、④意見を聴いてもらう権利、⑤補償を受ける権利、⑥消費者教育を受ける権利、⑦生活のニーズが保障される権利、⑧健全な環境の中で生活する権利、です。5つの責任は、①批判的意識を持つ、②主張し行動する、③他者・弱者への配慮、④環境への配慮、⑤団結・連帯、です。

この8つの権利について全国消団連の「消費者運動ビジョン（2003年）」では、①～⑥を「消費者の権利実現などを柱とした消費者政策を国の基本政策として確立し、消費者被害の未然防止と救済、政策決定過程への消費者参画等をすすめる消費者団体等が独自にすすめるべき課題＝消費者政策課題」、⑦⑧を「消費者団体として、様々な団体・組織等と国民的合意と共同で実現する課題＝国民的課題」とそれぞれ整理しました。

我が国では、2008年の「国民生活白書」や「消費者行政推進基本計画」中で「消費者市民社会」の用語が使用されるようになりました。

「消費者市民社会」は、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と定義されています。

消費生活は、社会、経済、環境といった幅広い視点から消費について考えると、個人の必要や欲求を満たすための購入を決めるだけの極めて個人的な営みだけでなく、使用、廃棄、再生の各場面において、影響を及ぼすという意味では多分に社会的な行動です。消費者団体及び消費者の行動は、上記の5つの責任を果たしていくことが求められ、消費者市民社会を形成していく重要な主体と言えます。

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故後のエネルギー、食の安全・安心、貧困と格差の拡大、憲法改定の動向など、消費者として学習を深めなければならないテーマは少なくありません。また、消費者被害は、商品やサービスを介して発生しているものに止まらず、詐欺的被害が増大しています。

一方、消費者行政のための地方交付税が270億円あるにも関わらず101億円しか活用されていないことや、今年度の交付金（消費者庁予算）が大幅に減少するなど財政面でも大きな課題を抱えています。

以下、これらの課題やテーマなどをめぐる状況について見てみます。

1. 消費者政策課題の経過や到達点など

- (1) 私たちが長期に取り組んでいる消費者運動の成果として法整備などが進んでいます。しかし、消費者を取り巻く環境は、社会のグローバル化や高度情報化、少子・高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、食の安全・安心を揺るがす事案の発生など、変化しており、暮らしの利便性の向上が図られる一方で、消費者問題の多様化・複雑化も進んでいます。消費者被害の未然防止に向け、自ら学習し、お互いの見守りを推進していくことが求められています。
- (2) 戦後 1940 年代は食料の確保やヤミ物価の撲滅、1950 年代は「不良品追放運動」、1960 年代は「ニセ牛缶事件」「サリドマイド事件」「カネミ油症事件」など食品への有害物質の混入や欠陥商品による消費者被害、1970 年代に入ると「マルチ商法」、1980 年代は「サラ金被害」「豊田商事事件」などが社会問題化しました。
- (3) そのような中、消費者の取り組みもあり、1962 年に「景品表示法」や「家庭用品品質表示法」が制定されました。1968 年に「消費者保護基本法」が制定され、日本の消費者政策の基本理念が定められました。1969 年の地方自治法改正で「消費者保護」が地方の事務として規定されました。
- (4) 消費者と事業者との間の情報量、交渉力の格差を考慮した民事ルールの整備が進み、1994 年に「製造物責任法」、2000 年に「消費者契約法」などが制定されました。その後、2003 年「食品安全基本法」、2004 年「消費者基本法」、消費者の権利の明記、消費者庁や消費者委員会の設置など、消費者運動は大きな成果を生んできています。しかし、高齢化、グローバル化、IT の進展などに伴い、消費者問題や消費者被害が複雑化・深刻化しています。
- (5) 全国の消費生活センターに寄せられている年度別の相談件数は、集計が開始された 1984 年度の 4.9 万件から増加を続け、架空請求に関する相談が多く寄せられた 2004 年度には約 192 万件とピークをむかえました。その後は減少傾向にありましたが、2013 年度に再び増加に転じ、現在は 90 万件台で高止まりの状況が続いています。集計が開始された 1984 年の相談件数の約 19 倍の相談が寄せられていることとなります。また、60 歳以上の相談の割合は 2006 年度 23%、2015 年度 34%と、高齢者の苦情相談の割合が大幅に増えています。しかし、苦情を相談したり伝えたりした先は、「メーカーなどの事業者」「家族・知人など身近な人」が多く、「消費生活センターなど行政窓口相談した」は 7%程度とみられ上記の件数は「氷山の一角」にすぎないとも言えます。
- (6) 埼玉県内の消費者被害は、契約金額別件数（金額が判明したものに限り。契約していない場合は請求された額）でみると、2015 年度は、契約購入金額が判明しているものは、2 万 4338 件で、合計金額は約 313 億円、1 件当たりの平均契約金額は約 128 万円です。年代別契約金額（年齢・金額が判明したものに限り）は、平均契約金額が最も高額だったのは 70 歳代の 174 万 6000 円で、次いで 60 歳代以上の 167 万 6000 円と依然として高齢者の契約金額が高額となっているなど、依然として深刻です。
- (7) また、若者に目を向けると、国民生活センターの全国の相談の集約・分析では、契約した年齢別にみると、18 歳、19 歳は年間 5000～6000 件だが、20 歳は 1 万件超えます。「20 代」と答えた人も含むため単純比較はできませんが増えているのは確かです。背景

にあるのは、法律上の扱いの大きな違いです。未成年者が親の同意を得ないで結んだ契約は取り消せます（民法）。これがトラブル発生の強い抑止力になってはいますが、成人になる（民法改定で20歳から18歳へ）と保護から外れ、成人年齢引き下げによる消費者被害も懸念されています。

2. 消費者政策課題の主に法律や制度の改定の現状

- (1) 消費者基本計画（第3期、対象期間2015～2020年）は、2017年6月に策定後2回目の工程表改定が行われました。工程表は毎年見直しが行われることとされており、2018年は5月改定に向けて意見募集が行われました。また、消費者庁にて「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」が9回開催され、「中間取りまとめ」に関する意見募集が行われています。
- (2) 民法改正は、債権法に関しては2017年6月に改正されました（2020年4月施行）。成年年齢引き下げに関しては、2018年通常国会で可決成立し、2022年4月施行されます。未成年取消権も20歳未満から18歳未満に変更されることになり。若年者の消費者被害防止のための施策をあわせて検討することが求められています。
- (3) 消費者契約法は、2016年通常国会の法改正で積み残しとなった論点について、消費者委員会専門調査会で検討が行われ、2017年8月に報告書がとりまとめられました。しかし、報告書に盛り込まれなかった「高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し、過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権」などについては「早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」として、答申書に委員長名の付言が付けられる異例の展開となりました。2018年通常国会で6月8日に可決成立しました。内容的には削除を求めていた「社会生活上の経験が乏しいことから、」という文言が残り、「平均的損害額の立証に関する推定規定」の措置と、「より一般的なつけ込み型勧誘への取消権」の措置が盛り込まれませんでした。このような中、埼玉県議会においては「高齢者、若年層等の消費者被害を防止するための消費者契約法の改正を求める意見書」を採択するなど積極的な取り組みがありました。今後も今回の積み残しについてさらに取り組みを継続していく必要があります。
- (4) 地方消費者行政の推進に関して、消費者庁は2018年度予算において、地方消費者行政推進交付金30億円、新規の地方消費者行政強化交付金10億円を概算要求しました。ところが、「消費者庁平成30年度（2018年度）予算」では、2つの交付金を合わせて24億円という結果となりました。そもそも、地方消費者行政に対する国の財政措置である地方交付税は、2008年度（H20）まで90億円、2009年度（H21）から180億円、2012年度（H24）から270億円と増額されていますが、2017年度（H29）の当初予算の自主財源は約101億円に止まっています。これは地方交付税は地方の固有財源であり、使途は自治体の自由裁量であるため、都道府県レベルでの消費者行政の重要性の理解を深めていく取り組みが必要な状態と言えます。なお、埼玉県議会では、「地方消費者行政の体制の充実及び強化を求める意見書」が採択されています。
- (5) 地方消費者行政については、地方消費者行政推進交付金が2017年度で一区切りとなりましたが、2018年度予算では「地方消費者行政強化交付金」となったものの大幅減額となり、現場への影響が懸念されています。なお、改正消費者安全法で「消費者安全確保地域協議会」の設置が位置付けられ約2年が経過しましたが、協議会設置に向けての自

治体の動きは鈍いと言われています。その中で埼玉県内の市町村は比較的前進しています。

- (6) 消費者教育については、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が2018年度からの5ヵ年計画として改訂されました。消費者教育推進法で位置付けられた、自治体における「消費者教育推進地域協議会」の設置と運用充実も課題です。
- (7) 消費者裁判手続特例法が2016年10月に施行され、消費者機構日本・消費者支援機構関西・埼玉消費者被害をなくす会が特定適格消費者団体として認定されました。特定適格消費者団体への財政支援の観点から、国民生活センター法改正が2017年通常国会で行われました。引き続き、各地での適格消費者団体・特定適格消費者団体の設立や、制度を実効的に活用できる態勢づくりが課題となっています。適格消費者団体等の公益的活動を財政的に支援するために、「NPO法人消費者スマイル基金」が2017年設立されています。
- (8) 公益通報者保護法については、2015年6月から消費者庁に「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」が設置され、2016年12月に最終報告書がとりまとめられました。2018年1月より消費者委員会公益通報者保護専門調査会での検討が再開されています。
- (9) 独占禁止法は、2017年4月にとりまとめられた独占禁止法研究会報告書をふまえて課徴金制度の見直しを柱とする改正法案が準備されていましたが、「弁護士・依頼者間秘匿特権」の論点をめぐり合意形成ができず、2018年通常国会への法案提出が見送られました。
- (10) IR法案（いわゆるカジノ法案）は、2018年通常国会会期を延長し、最終日に可決成立しました。日本の「ギャンブル依存症」の疑いは536万人で人口比率約5%（世界は1%以下）と高い数値です。多重債務問題などの中でも消費者問題として取り組んできた経過もあり、今後、消費者として注視していかなければなりません。
- (11) 個人情報保護法は、2017年5月に改正法が全面施行されました。改正法では、認定個人情報保護団体が個人情報保護指針を策定する際に「消費者の意見を代表する者」の意見を聞くことが努力義務化されたことをはじめ、「個人情報保護に関する消費者教育」「個人情報保護指針策定プロセスへの参画」「個人情報の保護と利活用に関する知識及びバランスのとれた人材育成」など、消費者団体の役割が重要視されています。
- (12) 家庭用エネルギーに関して、電力・都市ガスについては経過措置料金規制のあり方などについて、電力・ガス取引監視等委員会や資源エネルギー庁の審議会での検討が開始されています。2020年には電力の経過措置料金規制の解除や、発送電分離が予定されています。取引条件や料金の不透明性が従前より指摘されてきたLPガスについては、取引適正化に向けて国によるガイドライン作成や制度改正が行われ、2017年に施行されました。消費者の選択の基盤整備を含めた消費者への情報提供や消費者保護策に万全を期す必要があります。
- (13) 政府は2018年7月にエネルギー政策の中長期的な方向性を示す「第5次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。2030年度の電源構成に占める原発の比率を「20～22%」にすると政府目標を新たに盛り込むなど、原発推進の姿勢を維持しています。一方、再生可能エネルギーは、地球温暖化対策のパリ協定発効を受け、「主力電源化」をめざす方針を初めて打ち出していますが「22%～24%」の目標は変化がありません。

- (14) 食品衛生規制の見直しとして、厚生労働省で「食品衛生法改正懇談会」が行われ、「HACCPの制度化」「食品用器具及び容器包装規制の見直し」「営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設」「食品リコール情報の把握・提供」の具体化や、いわゆる「健康食品」等による健康被害防止対策が進められる予定です。
- (15) 食品表示に関して、加工食品の原料原産地表示制度は、2017年9月より新制度がスタートしました（猶予期間は2022年3月末）。また、遺伝子組み換え表示制度について、2017年4月から消費者庁「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」での検討が進められ、3月に報告書がまとめられました。機能性表示食品制度や特定保健用食品制度の見直しについての検討は進んでおらず、事後チェックのあり方をはじめとして保健機能食品制度全般の見直しが求められています。
- (16) 消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの地方移転問題は、移転検討を3年後に先送りすることとされ、2017年7月徳島県に「消費者行政新未来創造オフィス」が設置されました。全国の消費者の利益につながる成果が挙げられるかが課題です。なお、消費者委員会には、徳島オフィスの取り組みを検証する「消費者行政新未来創造プロジェクト検証専門調査会」が設置されました。

3-1. 国民的課題をめぐる状況（食の安全・安心）

- (1) 食の安全・安心は、引き続き、消費者の大切な願いです。食の安全・安心を3つに分けると一番目は、食べる量があること、飢え死にしないこと。二番目は、食中毒で毎年何人か亡くなっており、生産・加工・製造・保管・流通・販売・家庭での衛生管理。そして三番目は、残留農薬、食品添加物、遺伝子組み換え、食品表示、容器包材など。それ以外にも、放射能汚染、食品テロなどと整理できます。そして一番目の「量の確保」については、ワーキングプア、子どもの貧困、シングルマザーの家庭の半数の貧困状態など、身近に地域で課題がある状況です。
- (2) 現在、世界の人口は76億人、2050年に98億人、2100年に112億人の見込みと、世界人口の増加の中、国内の耕地面積は1961年の609万ヘクタールから2017年に444万ヘクタールに、農業就業人口は、2000年の約390万人から2017年には182万人に減少しています。食料自給率は、カロリーベースで現状38%であり、カナダ258%、オーストラリア205%・アメリカ127%・フランス129%・スペイン96%・ドイツ92%・イギリス72%・スウェーデン71%・オランダ66%・イタリア61%・スイス50%・韓国42%など他国と比較しても低く、目標は50%から45%に引き下げられ、食の安全・安心面の「量の確保」に不安を感じます。一方、「食品ロス」は大きな社会問題であり、フードバンクなどの取り組みもより一層、求められています。
- (3) また、農地は降雨などが地下水になることを助け、土地の浸食や洪水を防ぐなど重要な多面的機能を果たしています。農業所得に占める政府支出の割合は、フランス90.2%、イギリス95.2%、スイス94.5%などに比べ、日本は15.6%と極めて少なすぎる状態です。
- (4) 国会での「主要農作物種子法（種子法）」の2018年4月1日の廃止を受け、埼玉県議会では「埼玉県主要農作物種子条例」が成立しました。種子法は、1952年（昭和27年）に戦後の国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から制定されました。条例制定は、「国民の基礎的食料である

米、麦、大豆の種子を守る」「優良な種子が安定的に供給される必要性」「生産現場では不安の解消」などの視点からです。

3-2. 国民的課題をめぐる状況（貧困と格差の拡大）

- (1) 安心してらせる社会を創っていくためには、だれもが安心して働き続けられる安定した雇用が前提です。さらにその前提にはだれもが平等に教育を受けられる仕組みづくりが大切です。しかし、国の諸制度は、高度経済成長期とバブル崩壊後の大きな変化に対応しきれていない面もあり、特に若者と高齢者に格差と貧困が広がっています。大きな背景には、新自由主義・グローバル経済の進行が影響しているとの捉え方もあります。
- (2) 1980年は専業主婦世帯 1114 万世帯と共働き世帯 614 万世帯、2015年は専業主婦世帯 687 万世帯と共働き世帯 1114 万世帯（内閣府資料）と専業主婦世帯と共働き世帯の推移は、これが 1990 年代に逆転しました。また、65 歳以上の高齢者のいる世帯は、2014 年現在、世帯数は 23,572 千世帯と、全世帯（50,431 千世帯）の 46.7%。その 46.7% を分母にすると単身世帯 25.3%、夫婦のみの世帯 30.7%、親と未婚の子のみの世帯 20.1% となっています。
- (3) 雇用の状況を見ると、2000 年に 26% だった非正規雇用者の割合は、総務省の 2016 年 10～12 月によると、前年同月に比べ 27 万人増えて 2042 万人（37.7%）と非正規雇用が増え続けています。働いてもまともな生活ができない低賃金の「ワーキングプア」が 2014 年、1139 万 2000 人と史上最多を更新し続けています。このうち約 8 割が非正規雇用労働者です。また、非正規雇用労働者数の推移は、年齢別にみると、25～54 歳の男性は 2002 年の 158 万人から 2015 年は 228 万人へと 1.44 倍に増加しており、働き盛りの男性で非正規が増えています。非正規と正規の生涯賃金は 1 億円以上の差が出ており、格差社会は生まれてから死ぬまで続き、「高齢者の貧困」にもつながっていきます。
- (4) 国と地方の総財政支出のうち、教育機関などへの支出額が占める割合は、調査結果がある 32 ヶ国中最下位（日本 8.9%、32 ヶ国平均 13.0%）です。また、家庭への公的支援は、国内総生産（GDP）に占める日本の割合は 1.25%、英国の 3.76%、スウェーデンの 3.46%、フランスの 2.85%などを大きく下回っている状況です。2018 年度から給付型奨学金がスタートしますが、少子化・子育て・教育などへの社会的給付を高めていくことが求められています。
- (5) 世界経済フォーラムの 2017 年版「ジェンダー・ギャップ指数」によると、日本は調査対象 144 カ国のうち、114 位と過去最低です。経済、教育、政治、健康の 4 分野で分析し、ランキング化しています。日本は女性の閣僚や議員の少なさが目立ち、政治は 123 位。男女の収入格差が大きいことや専門職や技術職で女性が少ないことが影響し経済は 114 位。識字率は世界 1 位ですが、高等教育の進学率が 101 位と低く、教育分野全体で 74 位。健康は出生時の男女のバランスの改善で 1 位に浮上などとなっています。
- (6) 選挙で男女の候補者数をできる限り「均等」にするよう政党に求める「政治分野における男女共同参画推進法」（候補者男女均等法）が 2018 年通常国会で可決成立しました。女性の議員を増やすことを促す日本で初めての法律です。政策の立案や決定に多様な国民の意見を的確に反映するため、国会と地方議会の選挙で「男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す」と規定。政党に対し、女性候補を増やす努力を求めています。

- (7) セクハラ被害を告発する「#Me Too」運動の世界的広がりが注目を集めました。そのことで、「セクハラは我慢することではない、声を上げてもいいこと」という女性をはじめとする被害者自身の認識の変化が起っています。他方、ハラスメントを被害者の問題とする社会全体の根強い意識があり、根本的な問題解決への道のりは容易ではないとも言える状況です。
- (8) 戦後 2 番目の景気拡大と言われ、企業業績の改善が言われる一方で、GDP の 6 割を占める個人消費は低迷を続けています。消費税の 10%への引き上げは 2019 年 10 月に再延期されました。逆進性が極めて高い消費税の軽減税率の議論も不十分な状況です。
- (9) 年金の受給資格期間を 10 年に短縮する年金機能強化法が 2017 年 8 月に施行され、介護報酬・診療報酬の改定も行われるなど、社会保障制度の変更などの動きが進められています。国立社会保障・人口問題研究所によると、2015 年度社会保障給付費は過去最高の 114 兆円超です。生活保護の基準額引き下げが決定され、2018 年 10 月より全世帯の約 7 割で受給額が減る見通しとなっています。相対的貧困率は上昇しており、格差と貧困の広がりが深刻な問題となっています。
- (10) 財源問題に目を向けてみると、1989 年度から 2015 年度まで 27 年間で支払った消費税は 304 兆円。同じ時期に法人 3 税の減収の累計は 263 兆円。消費税が法人税減収の穴埋めに使われたことになるとも言えます。株主配当は 3.0 兆円から 12.1 兆円。法人税負担率は 43.7%から 24.1%となっており、さらに下げる議論がされています。
- (11) 埼玉県内では「貧困の連鎖を断ち切る」ために生活保護世帯の子どもへの教育支援がボランティア活動として取り組まれ、教室参加者の高校進学率が 97.8%と 10%以上改善されています。さいたま市でも 11 か所で学習支援教室が運営されています。
- (12) 埼玉県内では、2009 年頃から埼玉県社会福祉協議会などによる「社会福祉施設への食品供給」が行われていました。2011 年 3 月の東日本大震災をきっかけに埼玉県労働者福祉協議会による埼玉県内に避難した「広域避難者の支援」を中心にフードバンク事業がスタートしました。その後、取り組みの環が広がり、県内の生協・労働組合・JA などによって 2016 年 4 月に「フードバンク埼玉運営協議会設立総会」が開催され、活動を継続しています。2016 年度は、食糧寄贈団体 13 団体、食糧 45 トン、フードドライブ 25 回開催などとなっています。また、2017 年 3 月 8 日にはフードバンク埼玉運営協議会と埼玉県内の子ども食堂を運営する団体や個人が集まり情報交換会が行われました。さらに、そこに集まった子ども食堂の関係者同士の声掛けで「埼玉県子ども食堂ネットワーク」が始まっています。また、埼玉県では 83 食堂（2018.1.10 現在）を把握しています。

3-3. 国民的課題をめぐる状況（平和や憲法改定の動向）

- (1) 国連では、「核兵器禁止条約」が 2017 年 7 月 7 日、加盟国の約 3 分の 2、122 ヶ国の賛成で採択されました。ポイントは「ヒバクシャの苦しみに言及」「核兵器の開発、実験、生産、製造、保有、使用、使用の威嚇の禁止する」「他国の核兵器の配置・配備の「許可」の禁止」などとなっています。発効要件は 50 カ国の批准です。条約の採択は、被爆者をはじめとする市民の取り組みの成果とも言えます。なお、2018 年 9 月 4 日現在で、署名は 60 ヶ国、批准は 15 ヶ国となっています。
- (2) 12 月には、ICAN がノーベル平和賞を受賞しました。しかし、「核兵器禁止条約」には、

唯一の被爆国である日本や、5つの核保有国は条約に参加しませんでした。核兵器廃絶に向けて、被爆者の想いや核兵器の「非人道性」について、さらに世論を広げ、核兵器禁止の実現に向け、ヒバクシャ国際署名を今一度大きく広げることが求められています。

- (3) 2012年12月に第2次安倍政権が発足して以降の5年間で、2013年の国家安全保障会議（日本版 NSC）の設置、2014年1月に国家安全保障局が発足、4月に武器輸出三原則の緩和・見直しの閣議決定、7月に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定、12月に特定秘密保護法が施行、いわゆる「共謀罪」法が国会での強行採決など、立憲主義、安全保障制度、平和と基本的人権などに関する様々な変化が起きています。
- (4) 「消費者の5つの責任」を果たしつつ、「消費者市民社会」に向けて行動し、そして「消費者の8つの権利」を前進させていく消費者団体や消費者の取り組みは、日本国憲法の基本原理の「国民主権・平和主義・基本的人権の尊重」を大切にすることであり、憲法25条の「健康で文化的な生活を営む権利」を勝ち取っていくことであり、それは憲法12条の「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを確保しなければならない」と謳われていることの実践と言えます。
- (5) 今後、議論が本格化すると予想される憲法改定問題は、国会で発議されることになれば、国民投票になります。日本の今後のあり方について、国民一人ひとりに判断が迫られることになることから、消費者は、主権者としてしっかり判断できるように学習を進めることが極めて重要になっています。

3-4. 国民的課題をめぐる状況（上記以外におさえておきたい事項）

- (1) 2015年9月に国連総会で国連持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、協同組合の役割が位置づけられました。SDGsは、2030年までの国際目標として、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。日本においても総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が設置され、ガイドラインの策定や、民間の取り組みを活性化するための「ジャパンSDGsアワード」などの施策が行われています。
- (2) 地球温暖化対策を進める国際的枠組みとして「パリ協定」が2016年11月に発効し、日本も批准しました。アメリカは2017年6月に脱退を表明したものの、世界的に再エネ推進の機運が高まってきています。日本では、中期目標として、2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度の水準から26%削減することを目標として定めています。
- (3) 近年、熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、西日本豪雨、台風21号など、全国各地で大きな被害が出ています。地球温暖化の影響によって、世界的な異常気象や海面の上昇、自然生態系の変化、食料生産への影響、洪水、高温による健康への影響などリスクが予測されています。近年は、国内外で洪水や豪雨、竜巻、土砂災害などの自然災害が増加しており、防災・減災の取り組みの必要性が高まっています。
- (4) プラスチックごみの海洋汚染が世界的に注目されています。海に流れ込んだ包装容器などのプラスチック製品が壊れて細かくなった「マイクロプラスチック」や洗顔料などに使われる「マイクロビーズ」などが原因です。海外ではプラスチックのストローの使用を止めるなどの動きがありますが、日本には使い捨てプラスチックを国として規制する仕組みがまだありません。国は来年、大阪で開く主要20か国・地域（G20）首脳会議のテーマとする方針を打ち出しています。消費者としても環境問題の一つとしてプラスチックごみを減らす取り組みが必要です。

- (5) 再生エネルギー比率は、ドイツ約 3 割、スペイン 4 割超、日本と同じ島国の英国 2 割超、一方、日本 14% 台と遅れています。太陽光発電への投資額は、中国では 2000 年台に累計 1 兆円だった太陽光発電が、2010 年～2017 年には同 29 兆円に上るなど、再生エネへの投資を急拡大させています。
- (6) 自動車・鉄鋼メーカーなど企業のデータ改ざんなど不祥事が続出し、ものづくりへの信頼性が損なわれるとともに、企業の社会的責任・消費者志向経営が改めて問われる事態となっています。
- (7) 原子力発電に関して、大飯・高浜・伊方・玄海・川内が再稼働しました。一方、運転差し止めの訴訟も各地で起こされています。高速増殖炉もんじゅの廃炉が決定されました。経済産業省は、賠償や除染も含めた福島原発事故に関連する費用の総額が従来の倍の 21.5 兆円に膨らむという見通しを示し、他の原発の廃炉費用も含め、託送料金に上乗せする形ですべての需要家に負担を課すことを決定しました。
- (8) 埼玉県は人口当たりの医師数は都道府県別で最下位、高齢化率の伸びは日本一です。2018 年度の診療・介護報酬の同時改定は、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年以降を見据え、「地域包括ケアシステムの構築」「医療と介護の連携強化」など効率的な医療・介護の提供の推進を狙ったものとされていますが、診療報酬は実質マイナス改定となり介護報酬もわずか 0.54% の引き上げにとどまっています。
- (9) 全国の介護事業所の倒産件数は過去最多を更新している状況です。これでは安心できる医療介護サービスが提供されているとは言えません。
- (10) 国民健康保険の運用主体が 2018 年 4 月以降、市町村から都道府県に移行され、保険料は、全国では 43% の自治体が上がり、57% は下がるか据え置きとの試算です。埼玉県内では 63 市町村中 2 市が上昇し、県平均では加入者一人当たり 10 万 3620 円で 2016 年度比では増減率 96.26% です。公費充当分があり約 3.7% 減ですが、国は移行後 6 年間で公費充当を縮減・解消するよう求めており、今後の推移を見守る必要があります。

以上

2018年10月9日

第54回埼玉県消費者大会実行委員会

実行委員長 柿沼トミ子

要 請 書

私たちは、春に24の県域・地域の消費者団体で実行委員会を発足させ、本日「自ら考え行動する消費者になろう ～誰ひとり取り残さない平和な社会を目指して～」をスローガンに掲げて、第54回埼玉県消費者大会を開催しました。開催にあたり、埼玉県からご支援・ご協力をいただきましたこと感謝申し上げます。

私たちは、今大会の成功を力に、実行委員会での論議や学習を今後の活動に活かし、くらし・地域を豊かにするために行動するとともに、消費者市民社会の実現に向けて各団体の活動をすすめていく所存です。また、スローガンにも掲げました「誰ひとり取り残さない社会」を実現するための行動を埼玉県で実践していきます。

ここに、実行委員会での基調となる私たちを取り巻く社会情勢、埼玉県の状況についての話し合いをもとに、すべての県民が健康で文化的な生活が営め、安心してくらせる豊かな埼玉県を創り上げたいとの思いから、国や埼玉県などの行政に対する要請事項をまとめました。

記

1. 消費者課題

- (1) 国がおこなってきた地方消費者行政を推進するための交付金が、今年度は大幅減額され、地方自治体は相談窓口機能の維持でいっぱいの状況です。地方消費者行政を停滞させないためにも、埼玉県から地方消費者行政に対する恒久的な財政支援を国に求めてください。
- (2) 一方、国の地方交付税の内、消費者行政に該当される金額は約270億とされていますが、実際に地方自治体で消費者行政に使われている金額は、その4割弱にすぎません。これは自治体において、消費者行政の重要性が理解されていない状況のあらわれと言えます。消費者行政について先進的な取り組みをすすめる埼玉県だからこそ、県内市町村に消費者行政の重要性を訴え、自主的な財源の拡充を働きかけてください。
- (3) 2017年4月より、新しい埼玉県消費生活基本計画がスタートして1年半が過ぎました。重点とされている消費者教育のプラットフォームづくりや消費者被害を減らしていくための施策の実施状況を確認、必要な修正や追加施策を検討し、基本計画をより実行性のあるものにしてください。
- (4) 埼玉県においては市町村がおこなう消費者安全確保地域協議会の設置が2018年8月末現在、11市町と設置数が全国で4番目（設置率は全国で7番目）とトップクラスの実績をあげています（全国では151市町村が設置 2018年8月末消費者庁資料より）。引き続き埼玉県として、福祉を担当する部局・消費生活を

担当する部局が一緒になって先進的に取り組んできた経験を活かし、各市町村にトータルで地域を見守るネットワーク形成、消費者安全確保地域協議会の設置を働きかけてください。あわせてこれらの仕組みが有効に機能するようにサポートしてください。

- (5) 2022年には、成年年齢が18歳に引き下げられ、学校における消費者教育が重要度を増しています。学校教育における消費者教育を前進させてください。また、埼玉県消費生活基本計画でもかかげる「消費者教育のプラットフォームづくり」をすすめるとともに、市町村への働きかけをおこなってください。
- (6) 消費相談体制は、担当職員の増強、消費生活相談員の専門性を配慮した任用と処遇の適正な運用をおこなってください。
- (7) 埼玉県・県内市町村で相談窓口業務の民間委託が実施されていないことは、安心するとともにその姿勢を高く評価するものです。民間委託は様々な問題（中立性の問題、PIO-NETを民間事業者が扱うリスクなど）を含んでおり、好ましくありません。今後も、民間委託はおこなわないでください。
- (8) 埼玉県民向けに消費者被害防止のための啓発活動（テレビ・ラジオ・映画館等）を積極的にすすめて下さい。また、啓発活動を担う消費者被害防止サポーターの活動支援をお願いします。
- (9) 消費者大会を含めて、消費者団体が交流し学習することは消費者教育の重要な場であります。埼玉県からの支援の継続、強化をおこなってください。

2. 食に関する課題

- (1) 全国に先駆けて、制定された「埼玉県主要農作物種子条例」は国民の基礎的食料である、米、麦、大豆の種子をまもり、優良な種子が安定して供給される上で、大きな役割を果たすものだと思います。条例に基づいた県独自の米・麦・大豆の優良品種育成プログラムの具体化をすすめるとともに、埼玉県として、国に対しても、引き続き、種子採取事業や検査体制を維持し、種子の安定供給を図るように要望してください。
- (2) 食中毒の防止のための県内流通食品及び施設に対する監視指導・検査を徹底してください。また、食品衛生指導監視員を充実させ、食品検査数を維持してください。さらに、事業者や県民への予防啓発を強めてください。
- (3) 国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、2030年までに世界全体の1人当たりの食品廃棄を半減させることが掲げられています。埼玉県が2017年1月に実施した第104回簡易アンケート「食品ロスの削減について」からは、前回調査に比べて、県民の食品ロス認知度、家庭でのロスを削減する取り組みなどが前進していることが読み取れますが、やるべきことはまだまだ多くあります。引き続き、県民への周知を強め、食品ロス削減のために積極的な施策をおこなってください。

- (4) 高齢化と就労者の減少が続く県内農業者の支援とともに、地産地消の推進や飼料米・飼料稲などによる遊休農地の活用などを積極的に推進して下さい。また、埼玉県に適合した新品種の研究、育成、普及のために必要とする予算と人材を確保してください。
- (5) 現行食品表示法にもとづく、適正な表示がおこなえるように、食品事業者への指導をすすめ、食品表示移行の取り組みをすすめてください。また、景品表示法・食品表示法にもとづく行政指導を強化してください。
- (6) 県内農業者の支援とともに、地産地消の推進や飼料米・飼料稲などによる遊休農地の活用などを積極的に推進してください。
- (7) 食育は生きる力をつける消費者教育の一つです。食に関する正しい知識を学習する機会を、学校教育の中に増やすなど、取り組みを強化してください。また、今年度は第3次埼玉県食育推進計画の最終年度に当たります。ふりかえりを確実におこない、今後活かしてください。
- (8) 地産地消は、地元農業の振興に役立つとともに、農産物を運ぶ距離が短く、環境に負荷をかけません。県民に対して、埼玉県の取り組んでいる地産地消に関する施策への理解促進や周知を強めてください。
- (9) 今年8月、岩手県・兵庫県と続けて牛トレーサビリティ法に違反する事案が発生しました。引き続き、牛トレーサビリティ法が適正に運用されるように、監視・指導をおこなってください。
- (10) 食品表示は、消費者の選ぶ権利を守るためには、とても大切なものです。昨年からの食品表示法改正で積み残しとなってきた加工品の原料原産地表示や、遺伝子組み換え作物を使った食品の原材料表示などについて、国で検討がおこなわれ、基本的な考え方がまとまりましたが、今後も消費者にとって、より良い表示ができるように埼玉県からも国に働きかけをおこなってください。
- (11) 今年の猛暑により、埼玉県の早生種のブランド米では、高温障害が発生しています。埼玉県として関係機関と連携し、適正な田植え時期や落水時期など、生産者に指導をおこなってください。

3. 社会保障・貧困などの問題

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の中で、各市町村が提供することになる多様なサービスづくりは、現在もすすんでいるとは言えません。また、市町村の財源や体制により格差が生まれることは好ましくありません。埼玉県民が安心して老後を過ごせるように、市町村の多様なサービスの準備状況の調査、実施に向けた支援をおこなってください。
- (2) 認知症の早期発見、早期治療が行われる環境づくりをおこなってください。埼玉県は全国一位のスピードで超高齢社会になっていくと言われていています。一人暮らしの方、高齢者のみの世帯、介護離職された世帯など様々な状況の人々が認知症と向き合える体制作りをすすめてください。
- (3) 介護に関わる人材の確保と質的な充実を目指す意志を埼玉県としてしっかりと打ち出して、施策をすすめてください。すでにおこなっている施策を継続し

て取り組むとともに、定着できるよう住宅費の支給を自治体の施策でおこなうなど、就労支援対策の施策充実をおこなってください。

- (4) 医療従事者も同様に、人材の確保と質的な充実を目指す意志を埼玉県としてしっかりと打ち出して、施策をすすめてください。すでにおこなっている施策を継続して取り組むとともに、定着できるよう住宅費の支給を自治体の施策でおこなうなど、就労支援対策の施策充実をおこなってください。
- (5) 後期高齢者の保険料軽減特例措置を継続し、高齢者の医療費負担の助成をおこなってください。
- (6) 保護者の経済（収入）格差が広がる中で、そのしわ寄せが子どもの教育格差に直結しています。埼玉県は早い時期から、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援をおこない、高校進学率の向上、高校中退率を減少させていますが、更にどんな子どもにも平等に学べる環境やサポートの充実をおこなってください。
- (7) 現在多くの大学生が利用している貸与型奨学金は、在学中から借金を背負った形となり、若年層の貧困の原因ともなりかねません。こうした事態を受け、国として給付型奨学金制度が導入されました。先進的に様々な就学支援をおこなってきた埼玉県だからこそ、県独自の給付型奨学金制度の創設など奨学金制度の充実をおこなってください。
- (8) 子どもの貧困問題が表面化する中、県内各地では地域の中で住民どうしができることを考え、子どもの地域での居場所となる「子ども食堂」などの取り組みがひろがりをみせています。こうした活動への埼玉県からの食品衛生面でのサポート、運営に関する支援について検討をおこなってください。また、埼玉県の子どもの貧困の実態を明らかにするための実態調査をおこなってください。
- (9) 現在、県内には2つのフードバンクが活動をおこなっています。品質には問題がない食品・食材を、企業や個人から引き取り、必要としている福祉施設・団体等や生活困窮者へ無償で提供する活動を展開しています。埼玉県5か年計画では「子どもの貧困の解決」が重点推進課題として位置づけられおり、経済的に厳しい状況にある家庭への一助となるフードバンクへの公的支援や財政支援を検討してください。
- (10) 「入院時食事療養費」「患者申出療養」「紹介状のない大病院受診定額負担」などを見直すように国に働きかけてください。

4. 平和をめぐる課題

- (1) 消費者大会実行委員会の話し合いの中で、平和でなければ普段のくらしも消費者の権利も成り立たないことを確認してきました。今年確認された「埼玉県5か年計画」の中で目指すべき将来像として「子どもを生み育てる希望がかない、高齢になっても住み慣れた地域で健康にくらせる安心した社会を目指します」とかかげています。これも同様に平和な社会があつてこそその姿です。平和を守るための様々な施策を県民とともに、引き続き埼玉県としても、すすめてください。

- (2) 2017年7月7日国連会議にて122か国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。また、平均年齢が80歳を超えた被爆者が「生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したい」との願いから始めたヒバクシャ国際署名は、上田清司知事をはじめ県内の60首長（2018年7月31日現在）から賛同をいただきました。さらに埼玉県在全市町村は広島・長崎両市長の核兵器廃絶に向けた都市連帯の呼びかけに応え「平和首長会議」に加盟しています。埼玉県から日本政府に「核兵器禁止条約」を批准するように、働きかけをおこなってください。
- (3) 戦争体験者、原爆被爆者の平均年齢が80歳を超えて、平和のために次世代へ体験を語り継げる人々が年々減っている状況です。語り部から風化させてはいけない体験を聞きとる活動など、埼玉県としても次世代に継承するための取り組み、戦争の惨禍を再び起こさないための平和の尊さを考える取り組みを積極的にすすめてください。また、その中では核兵器廃絶に向けた県民の様々な取り組みと連携もすすめてください。
- (4) 全国的には、中学生や高校生を広島・長崎に派遣し、被爆の実相を次世代に継承するための取り組みをおこなっている自治体が多数あります。埼玉県においても、こうした取り組みを県としてすすめてください。

5. くらし全般をめぐる課題

- (1) 埼玉県では、子どもの医療費助成がすべての市町村で15歳年度末となり、14市町村では18歳年度末までの補助が実現しています(入院のみを合わせると15市町村)。引き続き、各市町村において入院・通院とも18歳年度末までの助成が実現するように、埼玉県が現行就学前までとしている対象年齢の引き上げと、市町村への支援の拡大をおこなってください。
- (2) 子どもの予防接種で、任意のものについても無償化を国に働きかけるとともに、埼玉県の補助で無償化をおこなってください。
- (3) 引き続き小学校・中学校の35人以下学級をさらに積極的にすすめてください。中でも、小学校3年生における35人学級をすすめてください
- (4) 保育園の待機児童解消のために、埼玉県として積極的に対策をすすめてください。
- (5) 障害を持っている児童とその家族への支援を拡充してください。特に不足している障害児の放課後施設を増やすための施策を検討してください
- (6) 埼玉県では、DV防止基本計画を作成し様々な施策を実施されていますが、更に専門的な知識を持った職員の養成、民間と協力してのDVシェルターの増設をおこなってください
- (7) 埼玉県として、再生可能エネルギーの「地産地消」によるエネルギー自給圏づくりを推進してください。そのためにも、再生可能エネルギーの急速拡大に向けた家庭や企業への助成制度の拡大をおこなってください。
- (8) 国の第5次エネルギー基本計画については様々な意見が出されていますが、持続可能な未来のために、エネルギーをみんなにそしてクリーンに(SDGs目標7)を実現するために化石燃料や原子力に頼らない再生可能エネルギーへの

転換を進めることが大切と考えます。エネルギーは産業や生活の基本となるものであるからこそ埼玉県でも次の時代を見据えエネルギーの転換を図る積極的な施策を検討してください。

- (9) 東日本大震災から 7 年半が過ぎました。原発事故によって福島県内の避難指示区域以外から逃れてきた「自主避難者」への住宅の無償提供が、昨年 3 月末で打ち切られました。県内における避難者が、帰還できるまで埼玉県民とともに、地域の中で安心してくらするように支援の継続をお願いします。また、3,191 人が県内に避難している福島県（2018 年 8 月 13 日現在復興庁資料）と、情報を共有しあい、避難者における問題の解決に尽力してください。
- (10) 大規模地震や近年多発する局地的風水害等に対する備えをより一層強化するとともに、県民の防災・減災力を高めるために被害想定や事前の備えなどに関する啓発をおこなってください。また、県民の防災・減災に関する取り組みのサポートをおこなってください。
- (11) 昨年より、災害に備えたボランティアのつながりをつくる彩の国防災会議が実施されていますが、引き続き、普段からのボランティア育成、情報交換のできるネットワークづくりをすすめてください。
- (12) 大阪北部地震でブロック塀の倒壊による事故が発生しました。埼玉県内の通勤通学路に面した塀等の構築物倒壊の点検をすすめ、危険性を減らす減災をすすめてください。
- (13) 埼玉県の林業を活性化することは、経済的なことはもちろんですが、山や里山の環境整備、防災にもつながります。県民に森林保全の必要性を周知する取り組みをすすめるとともに、あわせて、県産木材の利用促進をおこなってください。

大会アピール（案）

「自ら考え行動する消費者になろう ～誰ひとり取り残さない平和な社会を目指して～」をスローガンに、第 54 回埼玉県消費者大会を開催しました。

実行委員会では、国際消費者機構（C I）が 1982 年に取りまとめた「消費者の 8 つの権利と 5 つの責任」、2008 年の「国民生活白書」や「消費者行政推進基本計画」の中で謳われている「消費者市民社会」、2015 年の国連総会で採択された国連持続可能な開発目標（SDGs）を消費者団体として大切にしていけることを確認してきました。

誰ひとり取り残さない平和な社会のためには、安定した雇用＝だれもが安心して働き続けられることが前提です。さらにその前提にはだれもが平等に教育を受けられる仕組みづくりが大切と考えます。しかし、国の諸制度は、高度経済成長期とバブル崩壊後の大きな変化に対応しきれていない面もあり、特に若者と高齢者に格差と貧困が広がっています。貧困の連鎖を断ち切ることも求められています。

また、平和でなければ、ふだんの暮らしも消費者の権利も成り立ちません。

一方、地震や豪雨など自然災害が多発しています。東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の復興支援なども継続が求められています。

私たちは、「国民主権・平和主義・基本的人権の尊重」を基本とする日本国憲法のもとに暮らし、「消費者の権利」の実現を求めています。

憲法 12 条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを確保しなければならない」を実践し、自ら声を出し、行動していきましょう。

2018 年 10 月 9 日 第 54 回埼玉県消費者大会

記念講演

講師 **ゆあさ 湯浅** **まこと 誠** さん



【略歴】

1969年東京都生まれ。東京大学法学部卒。1995年よりホームレス支援、生活困窮者支援に携わる。2009年から足掛け3年間内閣府参与に就任。内閣官房社会的包摂推進室長、震災ボランティア連携室長など。政策決定の現場に携わったことで、官民協働とともに、日本社会を前に進めるために民主主義の成熟が重要と痛感する。

現在、法政大学現代福祉学部教授の他、NHK 第一ラジオ「マイあさラジオ」、文化放送「大竹まことゴールデンラジオ」レギュラーコメンテーター、朝日新聞パブリックエディター、日本弁護士連合会市民会議委員。

講演内容は貧困問題にとどまらず、地域活性化や男女共同参画、人権問題などに渡る。

【主な著書】

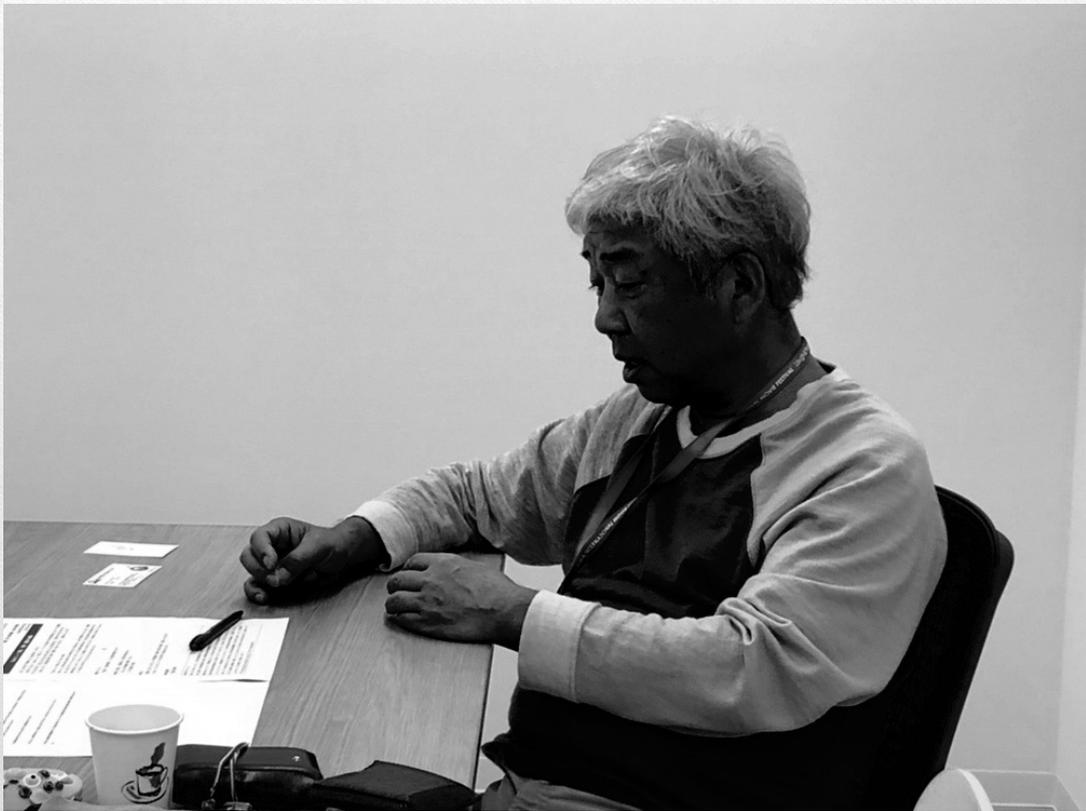
『「なんとかする」子どもの貧困』（角川新書、2017年9月刊）

『ヒーローを待っていても世界は変わらない』（朝日文庫）

第8回大佛次郎論壇賞、第14回平和・協同ジャーナリスト基金賞受賞した

『反貧困』（岩波新書）

『貧困についてとことん考えてみた』（茂木健一郎と共著、NHK出版）など多数。





人と人がふれあう

やさしくて、あったかい

にぎわいを

地域に創る

→地域交流の促進

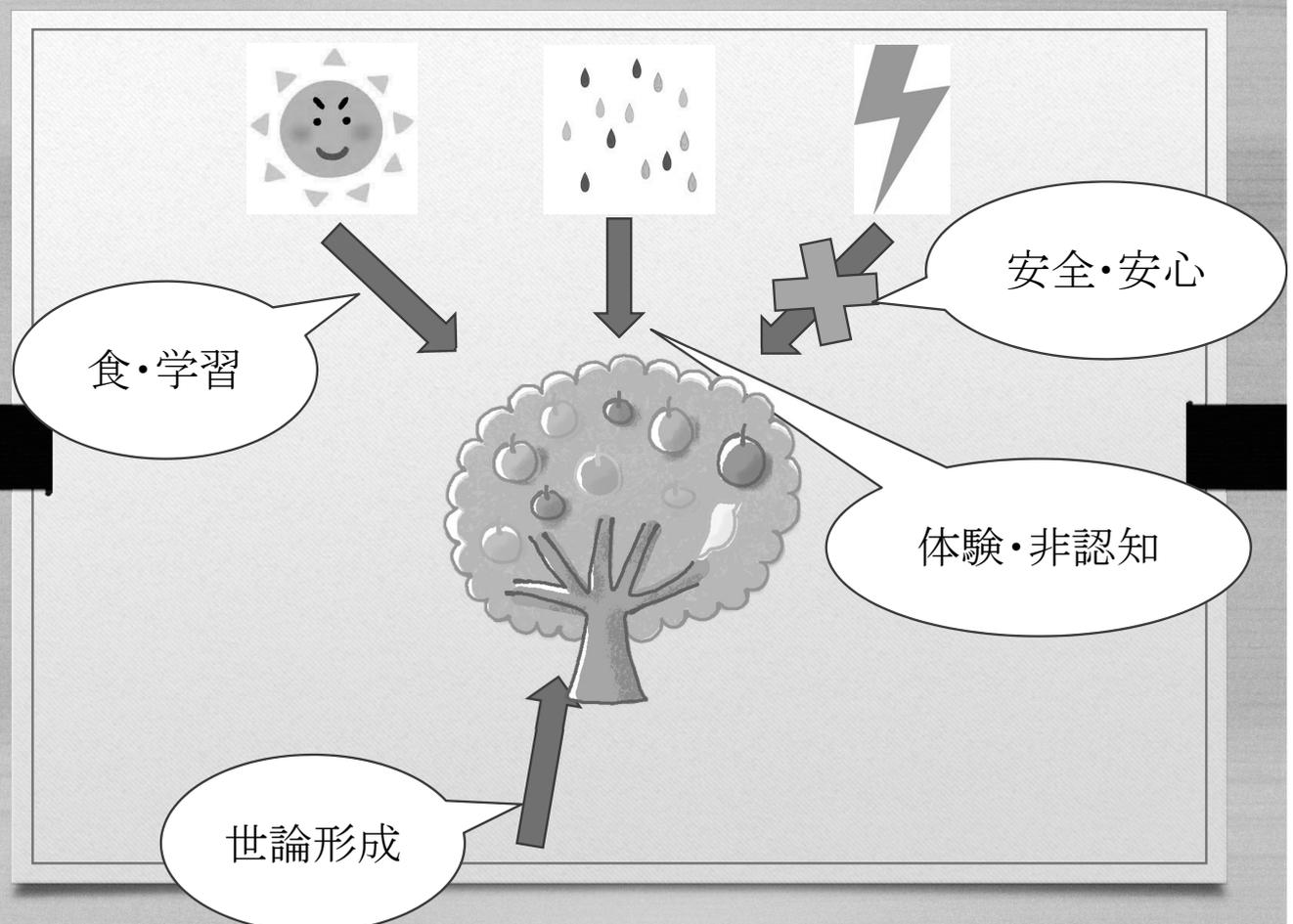
そのときに

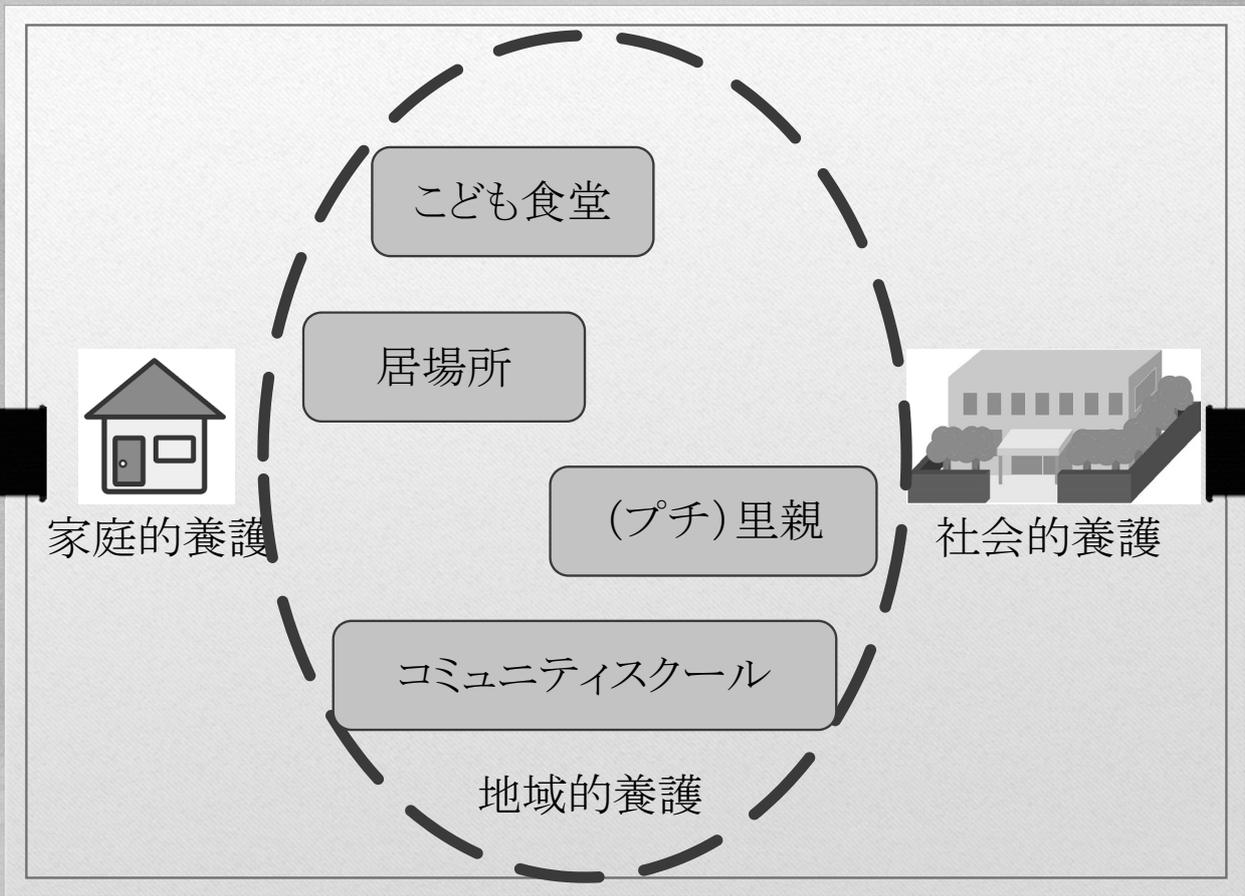
お金やつながりなく、

にぎわいからはじかれる

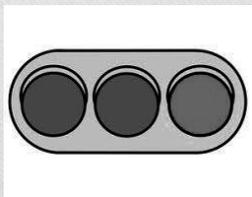
子どもを作ってはならない

→子どもの貧困対策

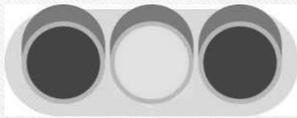




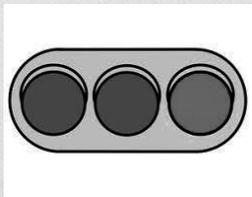
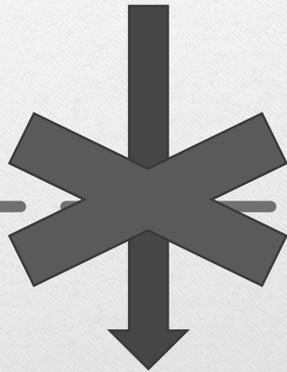
- 予防的
- 面的対応(地域づくり)
- 住民対応
- オープン(インクルーシブ)
- やりくり
- 民間向き



- 事後的
- 個別救済
- 専門家介入
- 個人情報管理
- 手間・ヒマ・カネ
- 行政向き



地域的養護で
いかに
黄信号から赤信号への転落を
予防するか
(こぼれにくい地域づくり)

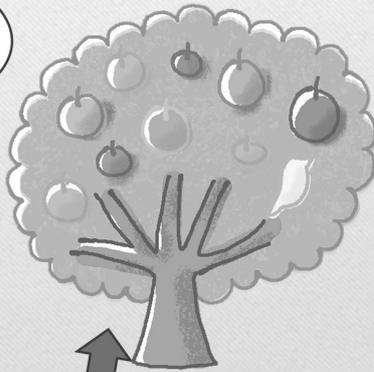


いかに
地域的養護を促進できるか
それを支える方法・スキル・制度
そして
世論醸成



人・モノ・カネ

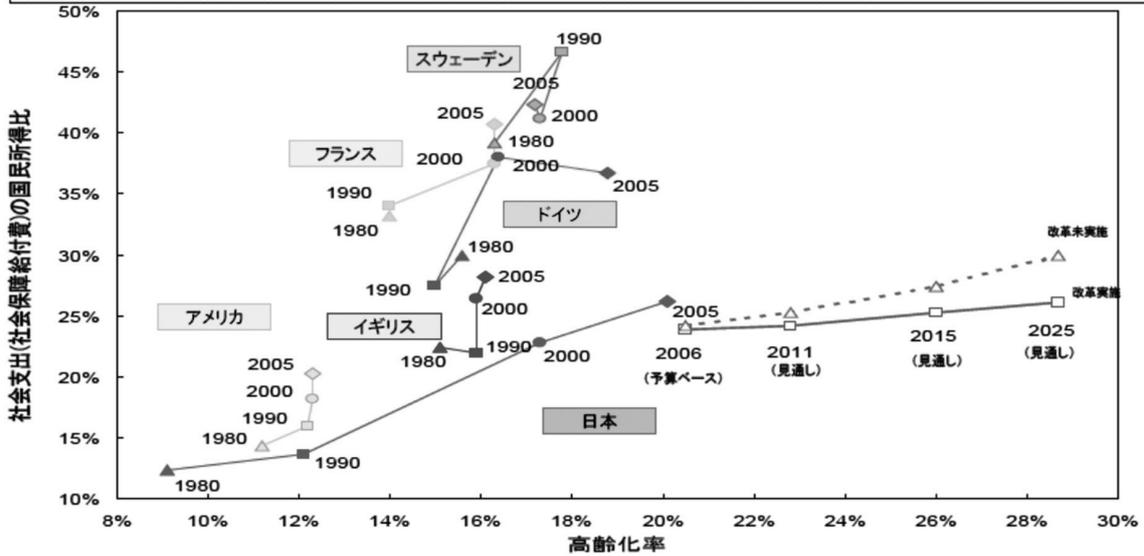
安全・安心
2つのホケン



地域理解
特別感払拭

高齢化率と社会保障の給付規模の国際比較

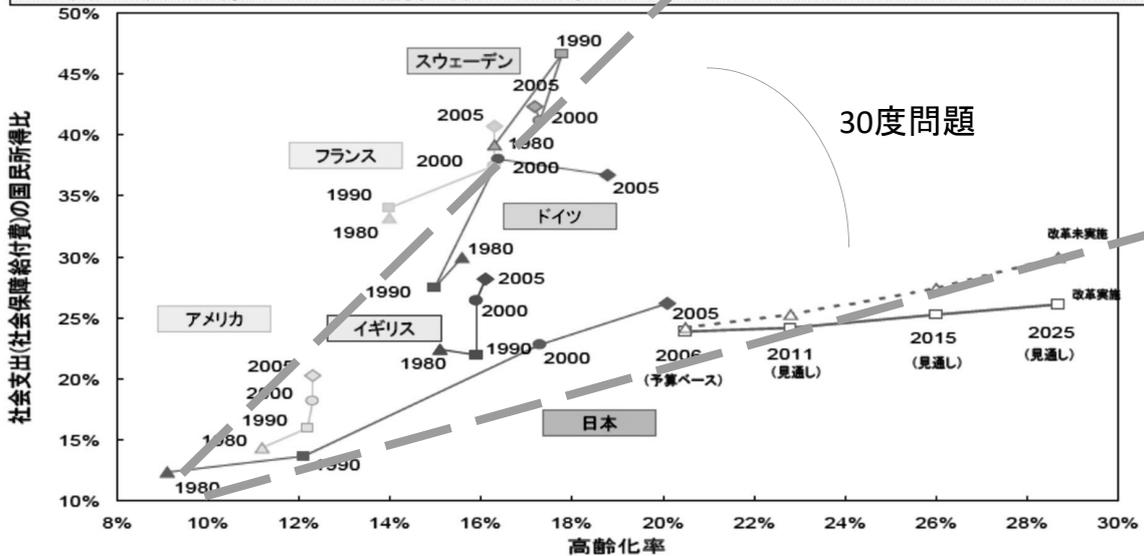
- 日本は1980年から2005年までの25年間で高齢化率は10%以上上昇しているが、社会支出の国民所得比の増加は約13%程度であり、その水準もスウェーデン・フランスなどに比べ、低い。
- イギリスやアメリカ、ドイツなどは、高齢化率はさほど大きく変わらないものの、その社会支出の国民所得比は5~10%程度上昇している。



出典:実績はOECD: "Social Expenditure Database 2008"等、見通しは厚生労働省: "社会保障の給付と負担の見通し(平成18年5月)"に基づき、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室で算出したもの。
 実績はOECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(公的住宅費用、施設整備費等)も計上されている。
 高齢化率は・日本: 国勢調査(総務省統計局) / 諸外国(U.N.WORLD POPULATION PROSPECTS(OECD Health Data))

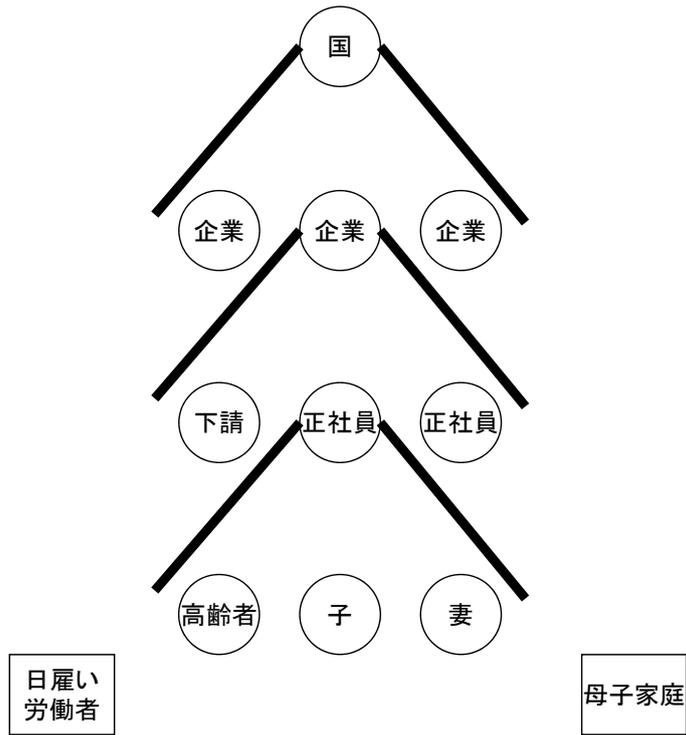
高齢化率と社会保障の給付規模の国際比較

- 日本は1980年から2005年までの25年間で高齢化率は10%以上上昇しているが、社会支出の国民所得比の増加は約13%程度であり、その水準もスウェーデン・フランスなどに比べ、低い。
- イギリスやアメリカ、ドイツなどは、高齢化率はさほど大きく変わらないものの、その社会支出の国民所得比は5~10%程度上昇している。

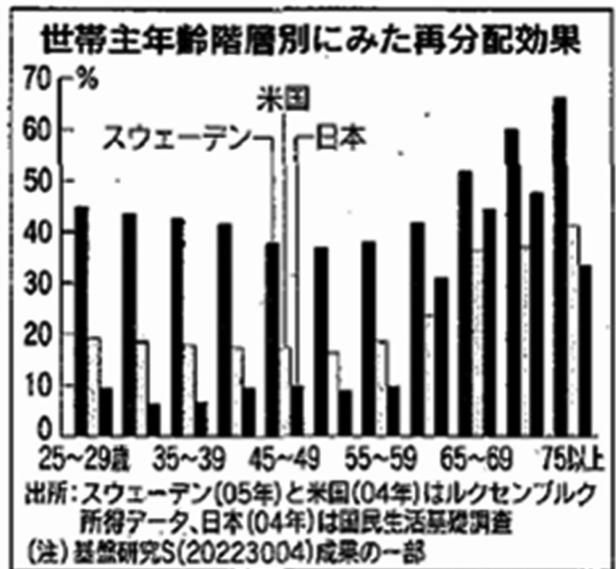
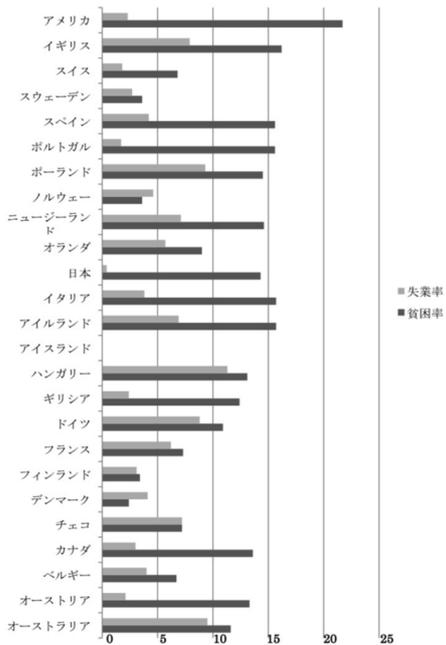


出典:実績はOECD: "Social Expenditure Database 2008"等、見通しは厚生労働省: "社会保障の給付と負担の見通し(平成18年5月)"に基づき、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室で算出したもの。
 実績はOECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(公的住宅費用、施設整備費等)も計上されている。
 高齢化率は・日本: 国勢調査(総務省統計局) / 諸外国(U.N.WORLD POPULATION PROSPECTS(OECD Health Data))

3つの傘がしぼむと、雨に濡れる人が増える

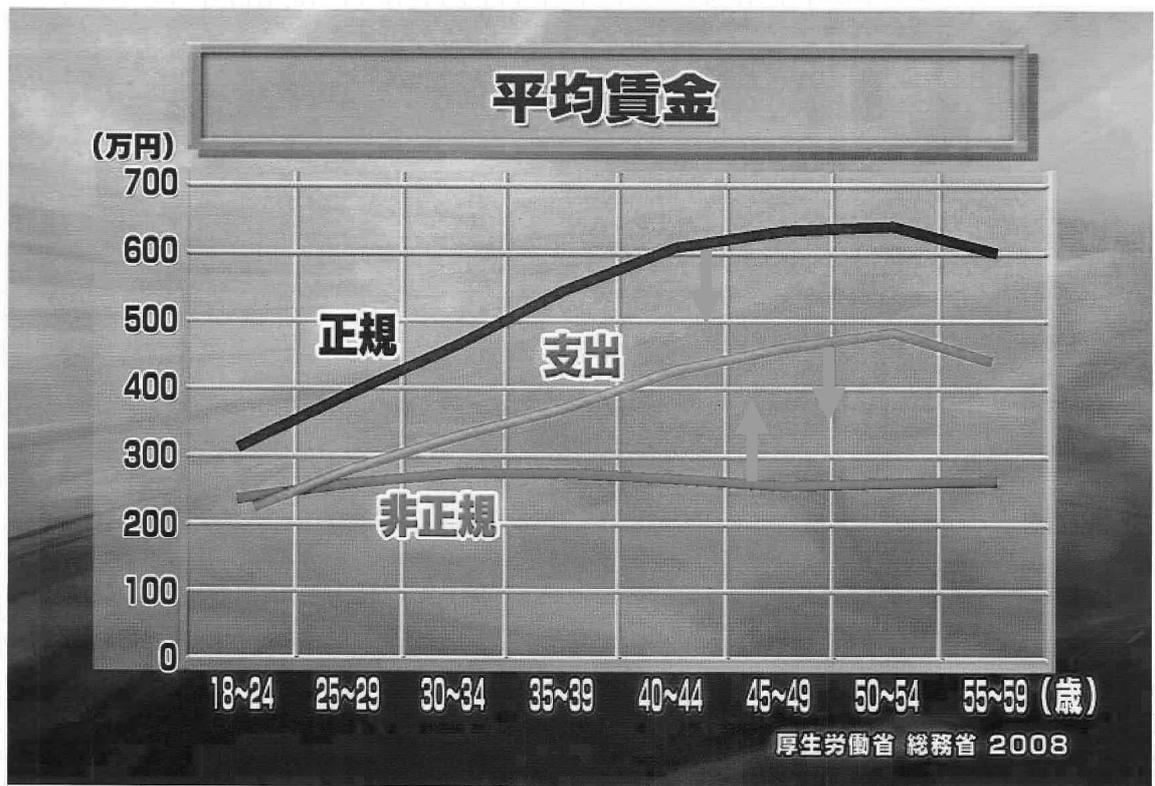


子育て世帯の相対的貧困率と失業率(%)



UNICEF, Child poverty in perspective: An overview of child well-being in rich countries (2007) より作成 (中嶋哲彦)。

2011年10月24日: 日経朝刊・経済教室: 白波瀬佐和子「現役世代の再配分強化を」



投票率

	80%	10%
賛成	1	?
反対	?	4

結論

宮本常一『忘れられた日本人』(1960年)

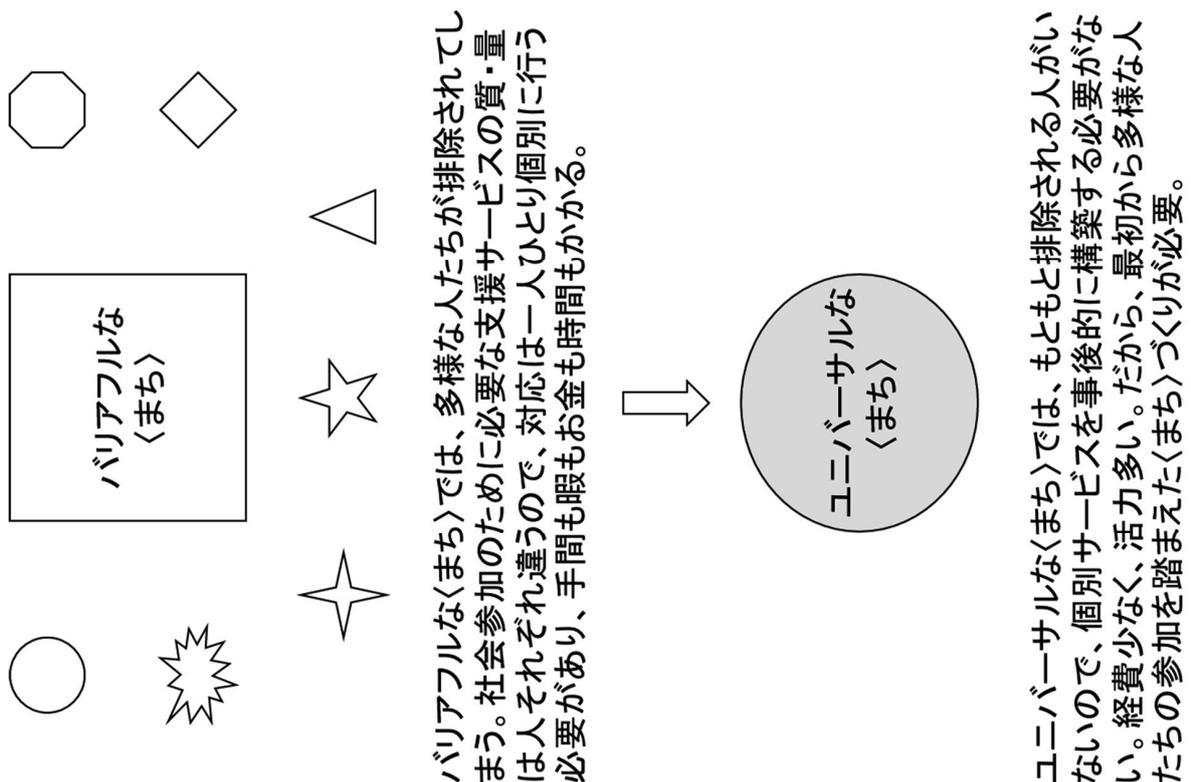
伊奈の村は対馬も北端に近い西海岸にあって、古くはクジラのとれたところである。…二日目の朝早くホラ貝の鳴る音で目がさめた。村の寄り合いがあるのだという。朝出がけにお宮のそばを通ると、森の中に大勢人があつまっていた。…屋すぎまたお宮のそばを通ると、まだ人々がはなしあっていた。

…いってみると会場の中には板間に二十人ほどがすわっており、外の樹の下に三人五人とかたまってうずくまったり話している。雑談しているように見えたがそうではない。事情を聞いてみると、村でとりきめをおこなう場合には、みんなの納得がいくまで何日でもはなしあう。…とにかくこうして二日も協議がつづけられている。この人たちにとっては夜もなく昼もない。ゆうべも暁方近くまではなしあっていたそうであるが、眠たくなり、ということがなくなればかえってもいいのである。

…私にはこの寄りあいの情景が眼の底にしみついた。この寄りあい方式は近頃はじまったものではない。村の申し合わせ記録の古いものは二百年近いまえのものもある。それはのこっているものだけれどもそれ以前からも寄りあいはあったはずである。

…昔は腹がへったら家へたべにかえるというのではなく、家から誰かが弁当をもって来たものさうで、それをたべて話をつづけ、夜になって話がきれないとその場へ寝る者もあり、おきて話して夜を明かす者もあり、結論が出るまでそれがつづいたさうである。といっても三日でたいていのむずかしい話もかたがついたという。気の長い話だが、とにかく無理はしなかった。みんなが納得のいくまで話しあった。だから結論が出ると、それはキチンと守らねばならなかった。話といっても理窟をいうのではない。一つの事柄について自分の知っているかぎりの関係ある事例をあげていくのである。話に花がさくというのはこういうことなのだろう。

…そしてそういう場での話しあいは今日のように論理づくめでは收拾のつかぬことになっていく場合が多かったと想像される。そういうところではたとえ話、すなわち自分たちのあるいて来、体験したことに事よせて話すのが、他人にも理解してもらいやすかったし、話す方もはなしやすかったに違いない。そして話の中にも冷却の時間をおいて、反対の意見が出れば出たで、しばらくそのままにしておき、そのうち賛成意見が出ると、また出したままにしておき、それについてみんなが考えあひ、最後に最高責任者に決をとらせるのである。これならせまい村の中で毎日顔をつきあわせていても気まずい思いをすることはすくないであろう。と同時に寄りあいというものに権威のあったことがよくわかる。



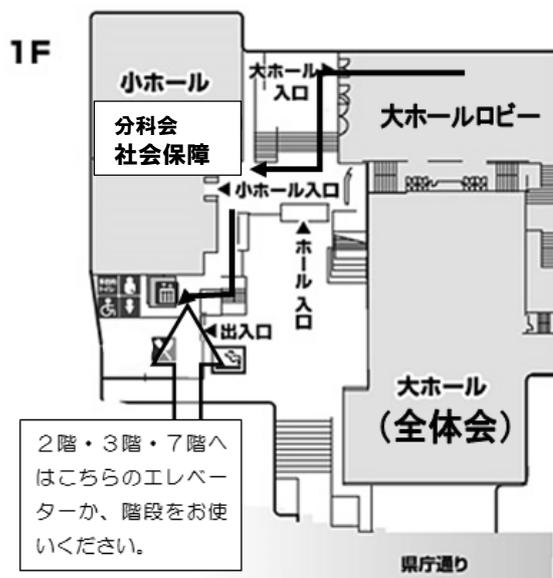


《分科会のご案内 & 会場案内図》

開場：13時00分
 開会：13時30分
 閉会：15時30分

各会場に、分科会資料を用意しています。

満席の際は、入場できませんので
 ご了承ください。



①食	会場 7階 7B
「おいしい埼玉！畜産物をめぐる国内外の現状」	
講演	(独法) 農畜産業振興機構調査部 統括調整役 新川修一さん
事例報告	国分牧場 国分唯史さん パルシステム埼玉 農民連
畜産物にスポットをあて、専門家および県内生産者からの報告や、各団体の取り組み報告を通じて、魅力的で意外と知られていない、「おいしい埼玉」を実感し、地産地消を考える機会とします。	

②消費者課題	会場 3階 3C
「成年年齢が引き下げになると、何が起きる？」	
助言者	保足 和之さん (国民生活センター 相談情報部)
事例報告	消費生活相談員より
成年年齢引き下げに伴い予測される、特に若年層が狙われやすいトラブルのお話を、インターネット関連(ゲーム、情報商材、契約)など具体的な事例をもとに解説いただき、若年層のお孫さん、お子さん、お知り合いに伝えていただくのはもちろん、ご自身のためにも「知っておきたい契約やお金のこと」について学びます。	

③社会保障	会場 小ホール
子どもの貧困の現状を考える 「さとにきたらええやん」 映画上映	
<p>大阪市西成区釜ヶ崎。“日雇い労働者の街”と呼ばれてきたこの地で38年にわたり活動が続ける「こどもの里」。</p> <p>“さと”と呼ばれるこの場所では0歳からおおむね20歳までの子どもを、障がいの有無や国籍の区別なく無料で受け入れています。地域の児童館として学校帰りに遊びに来る子や一時的に宿泊する子、様々な事情から親元を離れている子だけでなく、子どもの親たちも休息できる場として、それぞれの家庭の事情に寄り添いながら、貴重な地域の集い場として在り続けてきました。</p> <p>映画視聴を通して、全体会での湯浅さんの講演について理解を深め、さらなる問題意識や今後の活動につながるような場とします。</p>	



④環境	会場 2階 ラウンジ
「再生可能エネルギーの現状とこれから」	
講演	大島利明さん（埼玉県環境部エネルギー環境課 主幹）
助言者	齊藤勉さん（コープデリ生活協同組合連合会）
<p>地球温暖化について、埼玉県の環境の取り組みや県内での再生可能エネルギーの取り組みと活用の現状について学びます。また、各団体の環境の取り組みの報告から、持続可能な社会のために、自分たちは何をしていたらいいのか考え合います。</p>	

第54回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体の紹介

(2017年4月～2018年5月まで)

埼玉県消費者団体連絡会 代表幹事 岩岡宏保 柿沼トミ子 加藤ユリ	
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL048-844-8971 FAX 048-844-8973	
【広報】なし	【会員数】6団体
【設立】1976年	【運営】幹事会(月1回)
【活動】①食の安全を守る取組み、②消費者行政充実強化の取組み、③くらしや健康を守る取組み、④「平和」の大切さを学び広げる取組み、⑤環境への負荷を軽減し持続可能な社会づくりへの取組み、⑥県への審議会委員の推薦、⑦第52回埼玉県消費者大会・県との懇談会(事務局機能)、⑧県内消費者団体交流会開催(年4回)、⑨全国消費者団体連絡会への役員選出・全国消費者大会参加、⑩国政への意見・要望提出	
【行政の審議会などへの参加】 県消費生活審議会、県消費生活審議会苦情処理部会、県食の安全県民会議、「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議、県米需給検討会議、県種苗審議会、県卸売市場審議会、魅力ある農業・農山村づくり検討委員会、彩の国さいたま環境賞審査委員会、県フロン回収・処理推進協議会、県介護保険審査会、埼玉県LPガスお客様センター委員会、関東財務局財務行政モニター	

埼玉県地域婦人会連合会 会長 柿沼トミ子	
〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ2階 TEL048-822-2466 FAX 048-824-3083	
【広報】年2回(各9,000部)	【会員数】6,000人
【設立】1948年3月11日	【運営】総会(年1回)、本部役員会(年2回) 常任理事会(年5回)
【活動】①第64回全国地域婦人団体研究大会 ②結核予防のための複十字シール運動 ③埼玉県米消費拡大推進連絡協議会(米粉利用の推進) ④北方領土返還要求運動 ⑤ちふれ化粧品購入運動 ⑥結婚相談 ⑦「緑の銀行」募金活動 ⑧会員相互の親睦や教養を高めるための観劇などの文化鑑賞	
【行政の審議会などへの参加】 男女共同参画会議委員、男女共同参画推進連携会議議員(内閣府)、金融広報中央委員会委員、国立女性教育会館運営委員会委員、(独)北方領土問題対策協会評議員ほか 医療審議会、社会福祉審議会、地方薬事審議会、卸売市場審議会、公衆浴場入浴料金審議会、埼玉県社会福祉協議会、彩の国さいたま魅力づくり推進協議会、彩の国コミュニティ協議会、他協議会・委員会多数	

新日本婦人の会埼玉県本部 会長 加藤ユリ	
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-3-10 黒澤ビル2F TEL048-829-2307 FAX 048-829-2313	
【広報】新婦人しんぷいん	【会員数】8,100人
【設立】1962年	【運営】県本部大会(2年1回) 県本部委員会(2カ月1回)常任委員会(月1回)
【活動】①家計簿運動 ②地球温暖化防止のとりくみやNO2測定、原発再稼働反対のとりくみ、福島の子どもツアー実施、公園などの放射能測定 ③日本の農業を守り、食の安全を守る運動として、みそ作り、田植え、稲刈り、産地見学・生産者との交流など産直運動 ④介護保険・医療改悪反対の学習と自治体との話し合い、子育て支援として子ども医療制度など、社会保障拡充の運動 ⑤30人学級実現のための運動と、エアコンなど学校の設備改善運動 ⑥「赤ちゃん・親子リズム」など若い母親の育児サークルの運営 ⑦核兵器廃絶のための写真展や戦争展、署名活動・憲法改悪反対の学習会など平和の取り組み ⑧各自自治体の消費生活展に参加 ⑨公園・駅・道路など改善運動 ⑩女性の地位向上のための学習など	
【行政の審議会などへの参加】 県女性問題協議会、県消費生活審議会など	

埼玉県生活協同組合連合会 会長理事 岩岡宏保	
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973	
【広報】情報(月刊)、写真ニュース(季刊)、さいたまの生協(年1回)、ホームページ、埼玉新聞に生協特集掲載(年1回)	【会員数】16生協 約211万人
【設立】1972年6月	【運営】総会、理事会(年6回)、他各種委員会
【活動】 埼玉県生協連は「平和とよりよき生活のために」に立ち返り「各会員生協の実践を交流する場づくり」「社会への発信」「幅広い連帯の形成」を大切に、役割を発揮していきます。2018年は、消費者被害防止、核兵器廃絶・平和・憲法の学習、生活困窮者支援などを重点として取り組みをすすめていきます。	
【行政の審議会などへの参加】 県消費生活審議会、県環境審議会、食の安全県民会議、県卸売市場審議会、「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議、県米消費拡大推進協議会、地球温暖化対策の検討に関する専門委員会、県建築物安全安心推進協議会、県宅地建物取引業審議会、彩の国コミュニティ協議会、S-GAP 検討委員会など	

埼玉母親大会連絡会 代表委員 内田典子 加藤ユリ 美口千枝子	
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-14-11 ゆないてい浦和 TEL・FAX 048-822-1817	
【広報】母親通信	【会員数】21 県域団体、37 地域実行委員会
【設立】1955年	【運営】埼玉母親大会(年1回)、実行委員会(月1回) 常任委員会(月1回)
【活動】①第60回埼玉母親大会開催(6/27) 埼玉会館 参加1,120人、記念講演は一橋大学名誉教授の渡辺治氏「だれもが人間らしく生きられる社会を」をテーマに講演。別所沼の原爆慰霊碑と常泉寺を尋ねる平和の碑めぐり見学分科会をはじめ12の分科会を行いました。②県・地域母親大会の話し合いから県行政に要請。11月県担当部局と、同11月県民生活部長と懇談。③12月8日を中心に、第二次大戦時の召集令状の写し「赤紙」を県内の主要駅頭・スーパー前等で配布。平和の大切さをアピールしました。	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

埼玉公団住宅自治会協議会 会長 佐藤利彦	
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 3-15-6 TEL048-832-4937 FAX 048-831-7888	
【広報】埼玉自治協ニュース随時 機関紙(年3~4回)	【会員数】37,000 世帯
【設立】1980年	【運営】
【活動】 2016年の主な活動は、団地居住者の高齢化が進み、高齢者の大半が年金生活者です。高齢者は今後も増加する見込みで、家賃負担等が困難になってきています。自治協は、都市機構法25条第4項に書かれている「家賃減免」措置の実現をめざし、生活実態調査をとり、国会議員、都市機構、国土交通省等に提出、運動をしてきました。引き続き、安心して住み続けられる公団住宅をめざし、運動をすすめていきます。	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

さいたま市消費者団体連絡会 代表 廣田美子	
〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 11-1 さいたま市市民活動サポートセンターメールボックス：E-04	
【広報】ホームページ http://shodanren.exblog.jp/	【会員数】9 団体
【設立】1999 年 4 月	【運営】総会(年 1 回)、定例会(月 1 回)
【活動】①平成 29 年度さいたま市消費者フォーラム「大震災から 5 年 あなたは家族をどう守る！?～高齢者・子ども・女性などの視点から防災を考える～」5/28②2017 年度県内消費者団体交流会参加 ③消費者被害防止街頭キャンペーン 10/7 ④第 52 回埼玉県消費者大会第 1 回・第 2 回プレ学習会参加 ⑤第 16 回さいたま市消費生活展「あなたも私もみんな消費者～みずから行動、ともに支えあおう～」開催(10/16) ⑥そなエリア見学 11/7 ⑦NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会総会出席 ⑧学習会「DIG 訓練」開催 3/12 ⑨埼玉消団連幹事会出席 ⑩埼玉県消費者大会実行委員会出席 ⑪関東農政局の懇談会出席 ⑫埼玉県食品安全局との懇談会出席 ⑬日本獣医師協会年次学術総会市民公開講座パネリスト	
【行政の審議会などへの参加】 埼玉県消費生活審議会、埼玉県魅力ある農業・農山村づくり検討委員会、埼玉県地産地消推進会議、さいたま市消費生活審議会、さいたま市食の安全委員会、さいたま下水道事業審議会、さいたま市食肉中央卸売市場市場取引委員会、さいたま市食肉卸売市場市場運営協議会	

コーペル 会長 奈良原ノブ子	
〒332-0012 川口市本町 4-2-3 友愛ビル 3 階 TEL048-251-3089 FAX 048-253-8995	
【広報】コーペルニュース月 1 回発行	【会員数】300 人
【設立】1960 年 6 月	【運営】年 1 回大会、月 1 回理事会
【活動】①米消費拡大推進事業（県産米の献立料理の会、彩のかがやき消費啓蒙）、②福祉活動（県内福祉施設見学、深谷養護盲老人ホームに手作り小物、古切手書き損じ葉書寄贈 18 年連続）、③月 1 回古布リサイクル作品づくり 15 年継続）、④環境勉強会（外部講師による気球環境・災害の学習）、⑤遊歩隊（史跡などの散策）、⑥会員の親睦を深める取り組み（食事会・初詣など）⑦ローゴ体操（高齢者向けの様々な器具を使用する体操）、⑧埼玉県消費者大会実行委員会への参加（実行委員会発足時より継続）、⑨福島復興支援（復興支援のひまわり栽培協力）	
【行政の審議会などへの参加】さいたま市消費生活審議会、埼玉県米消費拡大推進連絡協議会	

生活協同組合コープみらい 理事長 新井ちとせ	
〒336-8523 埼玉県さいたま市南区根岸 1-6-12（埼玉県本部） TEL048-839-2711 FAX 048-865-3158	
【広報】コープみらい	【会員数】341 万人
【設立】2013 年 3 月 21 日	【運営】理事会（月 1 回）
【活動】『商品コミュニケーション』『子育て』『高齢者』『環境』を重点課題とし、『平和』『ユニセフ』『消費者課題』『防災・減災・被災地(者)支援』など様々な活動を通じて、ビジョン 2025 「食卓を笑顔に、地域を豊かに、誰からも頼られる生協」をめざし、ネットワーク(つながり)づくりとコミュニケーションを重ね、他団体とも協力・連携して豊かな地域社会づくりに取り組みます。組合員と地域社会のニーズを踏まえた全体方針に基づいて、埼玉県生協連の計画も考慮したエリア計画・ブロックの地域重点計画 2018 を策定し、実現したい価値を明確にして、全体・埼玉県本部・ブロックが主体的に地域での参加とネットワークの取り組みを推進します。参加とネットワークの取り組みの土台となる「みらいひろば」と「地域クラブ」は、組合員が愛着の持てる組織になるよう、ネットワーク(つながり)づくりとコミュニケーションを重ね新たな参加を広げます。	
【行政の審議会などへの参加】 「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議、埼玉県卸売市場審議会、埼玉県食の安全オンブズ会議、さいたま市消費生活審議会	

生活協同組合パルシステム埼玉 理事長 田原けい子	
〒335-0005 蕨市錦町 2-10-4 TEL 048-432-7754 FAX 048-432-7798	
【広報】あすーる(月刊)	【会員数】206,792人
【設立】1951年5月	【運営】総代会(年1回)、理事会(月1回)、各種委員会
<p>【活動】【活動】1. 食の安全安心 ①「ほんもの実感!くらしづくりアクション」運動の推進 ②食品添加物学習会、TPP 学習会、遺伝子組み換え食品学習会の開催 ③工場見学や産地交流、公開確認会の開催 2. 地産地消の推進 ①県内産地での田んぼ・畑体験 ②神川町大豆トラスト運動の拡大 ③県内産地の野菜 BOX、彩のかがやきの供給 3. 暮らしの課題解決 ①消費者被害や介護、ライフプランニング活動などの学習会・講演会 ②いきいきネットワークの利用拡大 ③本庄市高齢者等支援に関する覚書、鳩山町地域見守り支援ネットワーク、横瀬町高齢者見守りネットワーク、ときがわ町高齢者見守りに関する協定を新たに締結し、埼玉県内63行政区の内39行政区と見守り協定(覚書等含む)を締結しました。 4. 平和への取り組み ①戦争体験、国際問題に関する学習会 ②ネグロスの子どもたちに楽器を送る運動参加 ③韓国・ブルン生協との交流 ④「ヒバクシャ国際署名」25,496筆 5. 環境保全 ①エネルギー問題学習会 ②石けんの利用普及 ③田んぼ生き物観察 ④まちの生き物観察 ⑤キャンドルナイト 6. その他 ①市民活動支援金助成(7団体 250万円) ②パルシステム埼玉平和募金(102万円) ③東日本震災復興支援助成金(3団体 100万円) ④NPO 法人フードバンク埼玉 寄贈(976,5kg)</p>	
【行政の審議会などへの参加】埼玉県食の安全オンブズ会議	

医療生協さいたま生活協同組合 理事長 雪田慎二	
〒333-0831 川口市木曾呂 1317 TEL 048-294-6111 FAX 048-294-1490	
【広報】けんこうと平和(月刊)、さえら(隔月刊)	【会員数】239,581人(8月現在)
【設立】1992年	【運営】総代会(年1回)、理事会(年12回)
<p>【活動】医療生協さいたま第36回通常総代会が6月25日に行われ、今年のメインテーマを「憲法と平和を守り、住んでいて良かったと思えるまちづくりを、協同の力で進めよう」として、①立憲主義の立場で多くの人々と手を結び、憲法と平和、いのちを守ります ②地域の中野つながりを活かし安心をつなぎます ③健康づくりをまちづくりの専門力量を高めます、と基本方針を決定しました。健康に不安があるとき、健康診断を受けたいとき、県内の4病院、8診療所、3歯科、2老人保健施設、17ケアセンター、1介護付有料老人ホームを利用できます。健康づくりの活動は約230か所、おしゃべりや手芸等を楽しむ安心ルームは約80か所、認知症予防につながる脳いきいき教室など、「自分に合った健康づくりがしたい」「一緒に取り組む仲間がほしい」の要望に答えています。放射線測定運動や熊本地震など震災・災害支援活動も継続して行っています。</p>	
【行政の審議会などへの参加】	

埼玉県労働者共済生活協同組合(全労済) 理事長 金井浩	
〒338-8504 さいたま市中央区下落合 1050-1 TEL 048-822-0631 FAX 048-822-0865	
【広報】セーフティファミリー	【会員数】547,748人
【設立】1964年3月	【運営】総代会(年1回)、理事会、各種委員会
<p>【活動】 県内住居者、勤労者への共済事業の推進、県内各店舗での保障に関する相談対応、小学生「作文・版画コンクール」の開催、暮らしの安心サポートサービスの実施(健康、育児、介護、年金、法律、税務、住まい)、埼玉県スポーツ少年団小学生軟式野球交流大会への特別協賛</p>	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

さいたま住宅生活協同組合 理事長 後藤晴雄	
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-10-12 TEL 048-835-2801 FAX 048-822-7455	
【広報】快適住まい(年3回)	【会員数】24,564人
【設立】1992年8月	【運営】総代会、理事会(年9回)、各種委員会
<p>【活動】2015年度は、「組合員との結びつきをさらに強め住宅生協活動の一層の前進を」をスローガンとして活動してきました。①消費者の権利の確立を目指す運動・安心してらせる社会を目指す運動・平和活動・福祉・社会保障充実活動・環境を守る活動など、様々なテーマでのイベント等に参加し、県内生協間交流を行い運動の前進に貢献しました。②『住まいのホームドクター』を目指して、無料住宅診断・設計者ユニットによる「住まい講座」の開催等をおし、協力業者等の力を借りながら、消費者・組合員の様々な相談に対応し、事業の拡大につなげています。③組合員による工事紹介制度、「さいたま住宅生協取次所」事業の開始等、組合員の力の活用を強めました。④業者会活動 協力業者のスキルアップ研修や、学習会などを実施しました。</p>	
【行政の審議会などへの参加】埼玉県建築安全安心推進協議会委員、埼玉県宅地建物取引業審議会委員	

JA 埼玉県女性組織協議会 会長 栗嶋美津江	
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-12-9 TEL 048-829-3307 FAX 048-822-2036	
【広報】ホームページ開設	【会員数】12,448人
【設立】1954年4月	【運営】
<p>【活動】①JA 女性部の従来の活動に加え、小学校や地域への出前講座、地産地消の取り組みを強化し、組織の拡大を図る。②フレッシュミズ世代の育成として、後継者育成や次世代対策への働きかけを実施。③共同購入運動の推進として、信頼と安心の商品選定を行い、共同購入運動を展開。④健康増進活動としてのグランドゴルフ大会の実施</p>	
【行政の審議会などへの参加】なし	

埼玉県農民運動連合会 会長 立石昌義	
〒360-0111 熊谷市押切 2540-2 TEL 048-536-5960 FAX 048-536-5206	
【広報】新聞「農民」週刊	【会員数】1,000人
【設立】1974年9月	【運営】理事会(隔月)
<p>【活動】</p> <p>①2017年11月、秩父市農園ホテルで、東京大学鈴木宣弘教授を講師に、農民連関東ブロック交流集会を行う。150名参加。</p> <p>②同12月、来年度予算要求として、埼玉県知事に15項目の農業振興策を要請、交渉を行う。20名が参加。</p> <p>③2018年4月28日、さいたま市で埼玉県南都市近郊・見沼たんぼ農業・食料・健康を守る連絡会(略称:埼玉県南食健連)結成。30名が参加。「見沼たんぼ300年の歴史と農業」と題して郷土史研究者石井正隆さんが記念講演。</p>	
【行政の審議会などへの参加】なし	

<p>適格消費者団体 特定適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司</p>	
<p>〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5 TEL048-844-8972 FAX 048-829-7444</p>	
<p>【広報】 ニュースレター(年6回) ホームページ</p>	<p>【会員数】 正会員 18 団体・個人 113 人 賛助会員 8 団体・個人 44 人(2018.9 月現在)</p>
<p>【設立】 2004 年 【適格消費者団体認定】 2009 年 【特定適格消費者団体認定】 2018 年</p>	<p>【運営】 総会、理事会(年7回) 検討委員会(年12回)、活動委員会(年11回)</p>
<p>【活動】 消費者団体訴訟制度を担う「適格消費者団体」として差止請求を行う団体として、消費者契約法・景品表示法・特定商取引法、食品表示法に違反する事業者の不当条項や不当表示の差止めを求める活動の他、一般消費者からなる活動委員会による調査・改善要望活動を行なっています。さらに、消費者被害回復訴訟を提起できる「特定適格消費者団体」の認定も受けています。</p> <p>【1】事業者へ是正を求める活動 ㈱NTTドコモ差止請求訴訟判決を不服とする控訴(継続)、(有台企画(和解成立)と㈱DeNA(継続)に対する差止請求訴訟を提起しました。また、2017年度は15事業者に対し延べ26件の消費者にとって不利な条項などの改善を求めた申入れや問合せを行ない、うち、8事業者の規約やWebサイト上の表記の改善が図られました。</p> <p>【2】調査活動 ①広告表示の改善要望活動 ②アンケート・めやすばこ(電力・ガス自由化)</p> <p>【3】消費者啓発 消費者力アップ学習会「クレジットカード、安全に使えていますか?」「ネットでお買い物、便利だけど安心?」「あの手この手の消費者被害」を開催しました。</p> <p>埼玉県からの受託事業「消費者被害防止サポーター活動推進事業」「高齢者等見守り促進事業」「インターネット適正広告推進事業」</p>	
<p>【行政の審議会などへの参加】 なし</p>	

<p>埼玉県消費生活コンサルタントの会 代表 小島志津</p>	
<p>埼玉県さいたま市 ホームページアドレス http://consultant-saitama.jp.org</p>	
<p>【広報】 会報年1回発行、会員だより年3回発行、 ホームページ</p>	<p>【会員数】 104 人</p>
<p>【設立】 1965 年</p>	<p>【運営】 総会、運営委員会(年6回)</p>
<p>【活動】 ①基礎法令事例研究会月1回開催、②消費者行政充実への取組み、③多重債務者削減への取組み、④県消費者大会・分科会協力、⑤保険、金融、通信などの業界団体との意見交換会開催、⑥NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会協力、⑦弁護士会との自主勉強会開催、⑧各種審議会、委員会に委員として出席、⑨県との共催研修開催</p>	
<p>【行政の審議会などへの参加】 ①県消費生活審議会、②県日照紛争調整委員会、③県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議会、④県観光土産品公正取引協議会審査会、⑤さいたま住宅検査監視委員会、⑥草加市消費生活審議会⑦春日部市情報公開・個人情報保護審議会</p>	

<p>春日部市くらしの会 会長 齋藤恂子</p>	
<p>〒344-8577 春日部市中央6-2 春日部市役所暮らしの安全課内 TEL048-736-1111 FAX 048-733-3825</p>	
<p>【広報】 春日部市くらしの会だより(年1回)</p>	<p>【会員数】 72 人</p>
<p>【設立】 1968 年</p>	<p>【運営】 総会(年1回)、理事会(月1回)</p>
<p>【活動】 ①市商工会主催のリサイクルバザー参加、②食の安全安心講演会研修に参加、③振り込め詐欺防止キャンペーン、④消費者大会参加、⑤かすかべ商工祭、庄和産業祭に参加、⑥見学研修会、⑦ボランティア交流会、県内消費者団体地区別交流会参加</p>	
<p>【行政の審議会などへの参加】 水道事業運営審議会、春日部市社会福祉協議会評議員、ごみ減量資源化推進審議委員、春日部市下水道事業審議会委員、春日部市環境審議会委員</p>	

加須市くらしの会 会長 杉沢正子	
ホームページアドレス http://kazoshikurasinokai.jimdo.com/	
【広報】加須市くらしの会だより（年1回）	【会員数】202人
【設立】2012年5月18日	【運営】総会(年1回)、理事会(月1回)
<p>【活動】くらしの達人養成講座「相続税のこと」～民法の基礎知識～、「頑張らない！在宅介護」～介護保険制度改正でどうなる？～、生き生き健康づくりセミナー「新しい健康体操」～転倒予防のために～、「生活習慣病の予防」～がん・高血圧・糖尿病～、消費者カアップセミナー「改正消費者安全法で見守り」～今こそ地域でつながろう～、「65才からのおかけと生活」～豊かなライフプランニングのこつ～、「科学部室と私たちのくらし」～身の回りの科学物質のリスク～、市内農産物直売所&工場めぐり、県内施設&工場見学会、県外生産工場等視察研修（栃木県漬物工場、煎餅工場、輪王寺）、健康長寿のための食育講座「加須産大豆で豆腐づくり」「地産地消でつくる焼き肉のタレ」「生活習慣病予防の食事」～サラダ油は脳と体に悪い？～、未来のための環境講座「再生可能エネルギーを考える」、加須市消費生活フェア「消費者力を高めよう」の開催、消費者被害防止活動～被害防止グッズ配布、寸劇公演、詐欺撃退音頭普及活動～、リサイクル活動～着物リフォーム、牛乳パック回収、エコキャップ回収～、クラブ活動～茶道・民舞・洋裁・コーラス～、情報発信および意見・要望提出～広報紙・ホームページ・口コミによる発信、出前市長室、全国消費者フォーラム参加～ホームページアドレス http://kazoshikurasinokai.jimdo.com/</p>	
<p>【行政の審議会などへの参加】加須市商業振興ビジョン推進会議、加須市廃棄物減量等推進審議会、加須市PR営業本部、家族・地域の絆推進運動推進本部、加須市コミュニティ協議会、まちづくりネットワーク・かぞ、かぞケアラーサポートの会</p>	

久喜市くらしの会 会長 宮内智	
【広報】年2回	【広報】年2回
【設立】1969年	【設立】1969年
<p>【活動】①環境活動：牛乳パック・アルミ缶回収、廃油石鹸づくり、ゴミゼロクリーン久喜市民運動参加、②学習活動：消費生活講座の開催、見学会の実施、消費者大会、消費者大会プレ学習会などに参加、③福祉活動：久喜の里ボランティアなど、社協ボランティアまつり参加（10月）、④その他久喜市男と女のつどい、平和と人権のつどい、久喜市防災訓練、久喜市民まつり、栗橋やさしさときめき祭り、赤花そばまつり、久喜健康・食育まつり、久喜公民館祭りなどに参加。⑤クラブ活動：生活、薬草、料理、和装、歌謡、フォークダンスなどのクラブ活動を通じて、くらしや生活についての学習、現地研修、視察や発表会などを実施。</p>	
<p>【行政の審議会などへの参加】久喜市環境推進協議会、久喜市ゴミ減量推進協議会、久喜市男女共同参画審議会、久喜市人権啓発実行委員会、久喜市社会福祉協議会、久喜コミュニティ推進協議会、久喜市民まつりの会、久喜市健康づくり・食育推進大会実行委員会、青少年育成久喜市民会議、LOVEくきネットワーク、久喜市商工会推薦特産品設定委員会、久喜市中小企業・小規模企業振興会議 など</p>	

くまがやくらし友の会 会長 矢坂君子	
【広報】会報（年3回）	【会員数】15人
【設立】1967年	【運営】定例会(月1回)、総会(年1回)
<p>【活動】①総会、役員定例会、②エコライフ（浴衣、着物、洋服をつくる）、③料理教室（糖尿食600カロリー）、吉岡壮（サロン会のみなさんにお手玉、まんじゅう、その他をつくっています）⑤熊谷産業祭（研究発表）、⑥醤油工場見学、⑦藍染（Tシャツ、ハンカチ、帯、他）</p>	
<p>【行政の審議会などへの参加】</p>	

志木市くらしの会 会長 木下里美	
〒353-0002 志木市中宗岡 1-1-1 志木市市民生活部地域振興課 TEL048-473-1111 FAX 048-474-4462	
【広報】会報(年3回)	【会員数】63人
【設立】1973年	【運営】定例会(月1回)、定期総会(年1回)
【活動】 ①消費生活セミナー「はじめよう！スマートフォン」「衣・食・住まるごとシンプルライフ」②県外視察研修 山梨県立美術館 根津記念館 ③子ども消費者教室 清涼飲料水の糖度測定、他 ④第26回志木市消費生活展 環境に優しく ⑤新年会 ⑥料理講習会 ⑦地産地消 アグリシップしき推進事業に協力	
【行政の審議会などへの参加】なし 志木市社会福祉協議会評議員、志木市環境推進委員会	

白岡市くらしの会 会長 川嶋ヒロ子	
【広報】なし	【会員数】61人
【設立】1969年	【運営】総会(年1回)、役員会(月1回)
【活動】 ①総会、役員定例会、役員臨時会議 ②市長との対話集会、消費生活セミナー(市との共催) 悪質商法被害防止の啓発 ③1日教室⇒料理教室(講演含む)、視察研修、健康体操 ④埼玉県消費者大会、白岡まつり、ふるさと祭り(啓発)、わんぱく笑店街(悪質被害啓発含む)、花いっぱい運動、白岡市支部社協事業協力(6支部)	
【行政の審議会などへの参加】 蓮田・白岡衛生組合協議会、高齢者虐待委員、白岡市特産推進委員会 中心市街地活性化推進委員会、白岡市コミュニティ協議会、社会福祉評議委員会	

越谷市消費生活研究会 会長 中村千代子	
【広報】なし	【広報】なし
【設立】1979年	【設立】1979年
【活動】 ①定期総会、②越谷市環境推進市民会議総会、③埼玉消費者被害をなくす会総会、④第51回埼玉県消費者大会、⑤第41回越谷市民まつり、⑥消費者団体交流会、⑦市政移動教室、⑧訪問研修	
【行政の審議会などへの参加】 越谷市消費者保護委員会、越谷市消費生活センター運営委員会、越谷市商工対策委員会、下水道事業運営審議会、越谷市民まつり実行委員会、越谷市環境推進市民会議	

埼玉県西部地区消費者団体活動推進世話人会 代表世話人 星川一恵	
【広報】なし	【会員数】11団体
【設立】1984年9月	【運営】定例会(月1回)
【活動】 ①定例会(毎月第2金曜日)、②県内消費者団体地区別交流会(西部)に参加(1月)、③TPPに関する学習会開催、④消費生活に関する講座の開催(10月・11月・1月)	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

2018 年度埼玉県市町村における消費生活関連事業調査結果報告

2018 年 10 月 第 54 回埼玉県消費者大会実行委員会

埼玉県消費者団体連絡会

1. はじめに

- (1) 全国消団連の地方消費者行政プロジェクトが実施している 47 都道府県に対するアンケートに合わせて、地域の消団連が実施することを想定し市町村に向けてのアンケート項目も作成されました。
- (2) 埼玉消団連は、20 年目となる既存の調査活動があることから、2018 年度は全国消団連の地方消費者行政プロジェクトで作成したアンケートからいくつかの項目を選んで、既存のものに追加することとしました。
- (3) 追加にあたっては、今回の全国消団連の地方消費者行政プロジェクトの狙いは、消費者庁の 2018 年度予算の大幅減少にともなう現場の実態を明らかにすることを重点にしていますので、それに関するアンケート項目を出来るだけ採用しました。
- (4) また、埼玉県から受託している「消費者被害防止サポーター養成事業」と「高齢者等見守り促進事業」に関連した項目も追加しました。

2. 47 都道府県に対してのアンケートに合わせた市町村向けの主な項目について

- (1) 一般会計予算、消費者行政関連予算、交付金、相談員人件費

(2018 年度 2 市町村未集計のため 61 市町村比較)

全体合計	一般会計予算	消費者行政関連 予算	交付金	相談員人件費
前年比	102.4%	95.3%	68.6%	99.3%
前年差	+56,424 百万円	▲20,374 千円	▲52,342 千円	▲1,739 千円

一般会計予算に占める消費者行政関連予算の比率 (%)

	平均	最高	最低
全体合計 (61 市町村)	0.0169%	0.0646%	0.0033%
人口 10 万人以上 22 市	0.0152%	0.0605%	0.0063%
人口 5 万人以上 10 万未満の 17 市	0.0229%	0.0359%	0.0157%

一人当たりの消費者行政関連予算 (円)

	平均	最高	最低
全体合計 (61 市町村)	56.04 円	365.11 円	13.97 円
人口 10 万人以上 22 市	51.39 円	189.49 円	20.61 円
人口 5 万人以上 10 万未満の 17 市	74.23 円	122.58 円	51.20 円

全体合計の前年比で見ると、一般会計予算は 102.4%と増加していますが、消費者行政関連予算は 95.3%と減少しています。さらに交付金を見ると 68.6%と大幅減で国の予算動向をほ

ばストレートに反映していると言えます。そのような中でも相談員人件費は、99.3%と踏み止まっています。

交付金の前年差▲52,342 千円に対して、消費者行政関連予算の前年差が▲20,374 千円であることから、自主財源を 31,968 千円増額したことが読み取れます。

一般会計予算に占める消費者行政関連予算の比率と一人当たりの消費者行政関連予算については、いずれも大きなバラツキが見られます。

(2)消費者教育・啓発関連

2017 年度合計	2018 年度合計	2018 年度（前年比・前年差）
76,914 千円	74,926 千円	97.4%・▲1,988 千円

前年より増えた市町村	前年より減った市町村
26 市町村	25 市町村

（全体で 63 市町村）12 市町村は同額など

市町村における消費者教育・啓発関連の予算は、全体合計で見ると前年に比べ大幅な変化は起きていませんが、25 市町村で前年より減っていることは問題と言えます。

(3)地方消費者行政推進交付金メニューの活用状況

事業メニュー	活用の有無	終了した事業	未終了の事業
1.消費生活相談機能整備・強化事業	有・無		
消費生活センターの整備	37・16	28・12	9・28
専門的な消費生活相談への対応強化	20・31	6・20	15・12
商品テスト機能の強化	3・49	1・18	2・17
裁判外紛争処理機能の強化	1・51	1・18	1・18
2.消費生活相談員養成事業			
消費生活相談員の計画的・集中的な養成	1・51	1・17	3・15
3.消費生活相談員等レベルアップ事業			
消費生活相談員等の研修	42・13	16・24	26・17
4.消費生活相談体制整備事業			
消費生活相談員の配置・増員・処遇改善	38・15	2・4	3・2
5.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業			
消費者教育の推進	37・19	13・23	21・16
地域のリーダー育成	1・15	0・17	2・15
事業者指導や法執行強化	2・50	1・17	1・17
地域の見守りネットワーク推進	7・45	1・19	7・14
消費者団体の支援	4・48	1・18	3・16
先駆的プログラム 等	3・49	2・19	2・19

6.消費者安全法 47 条 2 項に基づく法定受託事務			
事業者への立入調査	4・48	0・20	2・18

消費生活相談の充実のための「消費生活相談員等の研修」「消費生活相談員の配置・増員・処遇改善」「消費生活センターの整備」「専門的な消費生活相談への対応強化」に多くの交付金が活用されています。また、「消費者教育の推進」にも活用されています。

事業メニューの「活用の有無」と「終了した事業」「未終了の事業」の数字の整合性は取りきれませんでした。

(4)地方消費者行政推進交付金メニューで 2018 年度に事業中止・縮小した事業の状況

事業メニュー	中止・縮小の有無	うち自主財源に振替えた事業の有無	うち消費者行政強化交付金に置換えて実施する事業の有無
1.消費生活相談機能整備・強化事業			
消費生活センターの整備	6・41	3・15	0・18
専門的な消費生活相談への対応強化	8・37	9・12	0・21
商品テスト機能の強化	0・43	1・12	0・13
裁判外紛争処理機能の強化	0・43	0・13	0・13
2.消費生活相談員養成事業			
消費生活相談員の計画的・集中的な養成	0・43	0・13	0・13
3.消費生活相談員レベルアップ事業			
消費生活相談員等の研修	14・36	21・5	7・16
4.消費生活相談体制整備事業			
消費生活相談員の配置・増員・処遇改善	1・46	1・16	0・16
5.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業			
消費者教育の推進	13・36	15・9	8・16
地域のリーダー育成	1・41	1・11	1・11
事業者指導や法執行強化	0・42	0・11	0・11
地域の見守りネットワーク推進	3・41	4・11	4・11
消費者団体の支援	3・39	2・12	1・13
先駆的プログラム 等	1・44	1・12	0・13
6.消費者安全法 47 条 2 項に基づく法定受託事務			
事業者への立入調査	0・43	0・12	2・12

「消費生活相談員等の研修」「消費者教育の推進」について二桁の市町村が中止・縮小しています。なお、この 2 項目については自主財源に振替えた市町村も二桁あります。また、消費

者行政強化交付金に置換えて実施している市町村も 7～8 と比較的多くなっています。

(5)2018 年度から始まった消費者行政強化交付金の強化事業メニューの活用状況（千円）

強化事業メニュー名	活用の有・無	金額
消費者安全確保地域協議会の構築等	7・48	12,588
障害者に対する消費生活相談の整備	0・55	0
食品ロス削減の取組	1・55	23
倫理的消費の普及・促進	2・55	283
消費者志向経営の普及・促進	0・57	0
地方公共団体における法執行体制の強化	0・57	0
若年者への消費者教育の推進	11・46	4,655
訪日、在日外国人に対する相談窓口の整備	0・57	0
風評被害の防止のための取組	1・56	1,800
公益通報者保護制度の推進	0・57	0
適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援	0・57	0
原料原産地表示の普及・啓発	0・57	0
国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業	11・46	541

強化交付金の活用は、「若年者への消費者教育の推進」「国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業」「消費者安全確保地域協議会の構築等」が 7～11 市町村で、その他は 0～2 市町村とほとんど活用されていません。

(6)地方交付税の基準財政需要額（全体で 63 市町村）

把握している	把握していない	不交付
4 市町村	58 市町村	1 市町村

地方交付税の基準財政需要額の把握は、4 市町村（6%）しかありません。

3. 埼玉県からの受託事業（※）に関係した項目

(1)消費者被害防止サポーター関連（市町村数）

	2018 年度	2017 年度	2016 年度	2015 年度
サポーター人数を把握している	44	46	33	25
サポーターのフォローアップ研修への参加状況を把握している	6	6	8	5
活動の場の提供や紹介をしている	13	10	8	7

「サポーター人数の把握」「活動の場の提供や紹介」は、確実に増えており、この間の取り組みの成果と言えます。

(2)消費者安全確保地域協議会の設置（市町村数）

	2018 年度	2017 年度	2016 年度	2015 年度
既に設置している	10	8	4	0
準備中	11	14	14	2

検討していない	41	41	45	61
---------	----	----	----	----

2016年度までと2017年度以降は変化が見られますが、消費者安全確保地域協議会の設置は16%程度に止まっています。

(3)消費生活センターに相談された中での契約購入金額（金額が判明しているものに限る。契約していない場合は請求された額）の件数と金額を把握できた内容

全体			60歳以上		
市町村数	件数	平均金額	市町村数	件数	平均金額
46市町村	22,088件	84万2000円	40市町村	7,970件	85万4000円

全体の一件当たりの平均額は60歳以上で特に高くはなっていません。しかし、市町村ごとの平均金額でみるとバラツキと高額事例が読み取れます。

4. 今後に向けての課題

- (1) 地方消費者行政に対する国の財政措置である地方交付税は、2008年度（H20）まで90億円、2009年度（H21）から180億円、2012年度（H24）から270億円と増額されていますが、2017年度（H29）の当初予算の自主財源は約101億円に止まっています。アンケート結果は、地方交付税の基準財政需要額について「把握していない」が58市町村（全体で63市町村）であり、基準財政需要額の周知と合わせて、都道府県レベル・市町村レベルでの消費者行政の重要性の理解を深めていく取り組みが必要な状態と言えます。
- (2) 埼玉県から受託している「消費者被害防止サポーター養成事業」と「高齢者等見守り促進事業」に関しては、センターに相談された契約購入金額（金額が判明しているものに限る。契約していない場合は請求された額）を市町村ごとにつかむことが出来ました。市町村ごとの消費者安全確保地域協議会の設置促進や消費者行政充実のために市町村に訪問した際に具体的な数値を提示するなど活用していくことが求められています。
- (3) 埼玉の「市町村における消費生活関連事業調査」は、20年目を迎えています。市町村の消費者団体から市町村行政への調査依頼、調査結果に基づく市町村の消費者団体と市町村行政との懇談の場の設定など、不十分です。

(※) 埼玉県からの受託事業の概要

「消費者被害防止サポーター養成事業」

埼玉県内にサポーターを700人、全市町村に5人以上を目標に養成。

年間で養成講座などを18回、フォローアップ研修＋交流会などを15回実施。

「高齢者等見守り促進事業」

各市町村でのサポーターの活動づくりやグループ化の促進。

市町村ごとの消費者安全確保地域協議会の設置促進。

実施概要

アンケート実施期間：2018年7月10日～

埼玉県内63市町村（40市22町1村・さいたま市内は10区あるが1市として）

以上



コープみらいの組合員の
ひとり親家庭の子どもを支援する
返済不要の
**奨学金
給付事業**

2018年度 110人に給付

月額1万円、
3年間給付
(返済不要)

コープみらいの組合員の子どもを対象に経済的理由をもって、高等学校・高等専門学校での修業が困難な家庭に対して支援を行います。コープみらいの組合員で経済的に大変なひとり親家庭(両親がいない方も)の**高等学校・高等専門学校に入学する1年生を対象に月額1万円、3年間の奨学金を返済不要で給付します。**コープみらいエリア(千葉・埼玉・東京)は全国的に見て、ひとり親世帯数を見ると上位をしめているエリアとなっています。高校を中退することなく卒業でき、さらに今後の大学進学をあと押すために高校生を対象としました。



**もったいないから
ありがとうへ**

コープみらいは埼玉県内8カ所の組合員施設で、組合員のご家庭に保管されたままの食品をお預かりし、生活に困窮している方にお届けする「フードドライブ」を実施しています。また、コープデリ連合会では、サイズ違いなどで返品いただいた紙おむつを乳幼児施設などに寄付しています。



食の安全リレーを科学の目でサポートします
コープデリ商品検査センター

見学も
できます

co-op
コープデリ



コープみらい コープデリ連合会
食卓を笑顔に、地域を豊かに。

理想の住まいと出会ったために、
不動産広告はしっかりと
確認しましょう。



現在、全国で約13万社の不動産会社が
公正競争規約に参加しており、会員の
店頭にはこのマーク(首都圏の場合)が
掲示されています。



公益社団法人 **首都圏不動産公正取引協議会**
TEL:03-3261-3811 <http://www.sfkoutori.or.jp>

不動産公取協

検索

重要なお知らせ

- 電話を提供するNTT東日本の局内設備を
2024年1月以降に切替いたします。
- お客さまがご利用中の電話機等は、
設備切替後もご利用いただけます。
- 固定電話(通話)のご利用継続には、
切替にともなう手続き等は不要です。

※2024年1月に、一部のサービスを終了させていただきます。提供終了サービスについては、本チラシ裏面をご確認ください。

手続き
不要

回線工事
不要

機器*の変更
不要

*通話用としてご利用いただいている場合。

国内の固定電話への遠距離通話は、ご利用いただきやすい料金に変更となります。

固定電話への
通話料金

国内通話
8.5円/3分(税抜)(予定)

回線使用料
(基本料)

現在と同額(予定)
※2018年6月現在



「固定電話の設備切替」等に乗じた虚偽の情報に基づく
悪質な販売行為にご注意ください。

下記のようなセールストークにはご注意ください。

~~古い回線を新しい回線に
交換する工事を行います。~~

~~アナログ電話が使えなくな
るので、デジタル電話への
切替工事が必要になります。~~

~~このあたり一帯で回線の
切替工事があり、今までの
電話機が使えなくなります。~~

お客さま宅内の電話機の交換や回線の切替工事は必要ありません。



『3日分の
時短ごはんセット』

～食べたものは体になっていくから～

産直

生協の宅配 パルシステムをはじめましょう！

安心 便利

お問い合わせ
お申し込みはコチラ



0120-860-678

くわしくは、

パルシステム



検索



pal*system

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

生活協同組合パルシステム埼玉 受付センター

●受付時間/月～金 9:00～20:00

パルシステムは第1回「ジャパンSDGsアワード」を受賞しました

中央ろうきん

〈中央ろうきん〉のキャッシュカードなら！

いつでも！

どこでも！

何度でも

ATM・CD
引出手数料が即時

キャッシュバック



©ROKIN

ATM・CD引出手数料キャッシュバックサービス

※普通預金・貯蓄預金口座のお引出し、カードローン(マイプラン・教育ローン[カード型])のお引出しを対象に、1口座あたり何回でも、ATM・CDご利用時のお引出手数料が即時にご利用口座へキャッシュバックされます。※キャッシュバック回数に制限はありません。●詳しくは〈中央ろうきん〉ホームページをご覧ください。か営業店までお問い合わせください。

●お問い合わせ先 〈中央労働金庫〉埼玉県本部 TEL:(048)-836-5511

●2018年9月1日現在



全労済は「保障の生協」。
支えあう安心。
これからも、もっと大きく。

全労済の住まいる共済

火災共済・自然災害共済

こくみん共済

①総合医療共済

②せいめい共済

マイカー共済

自賠償共済

団体生命共済

交通災害共済

新セット移行共済

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

まかせて安心 確かな技術

あなたのまちの
電気の安全を見守りつづけます



1. ご家庭や商店等の電気設備の安全調査などを定期的に行っています。
2. ビルや工場などのお客さまから委託を受けて電気設備の点検を行っています。
3. チラシ・パンフレット・講習会などで電気安全知識のPRを行っています。



関東電気保安協会 埼玉事業本部

さいたま市中央区上落合 4-10-6

TEL048-856-3051 <http://www.kdh.or.jp/>

県内事業所 さいたま/熊谷/越谷/川越/久喜



LPガスのこと、 お気軽にご相談ください。

安全性は怎うなの？

LPガスには
どういふ特徴が
あるの？

ガス器具の
交換はどうしたら
いいの？

環境に
やさしいって
本当？

災害時に
強いって
本当なの？

全国どこでも
使えるの？



きっと満足!!
ご相談受付中!

LPガスは、強い火力で料理にうれしい。

LPガスの発熱量は24,000Kcal、強い火力が大きな魅力。火力が強いエネルギーなので料理のプロたちも好んでLPガスを採用。LPガスを使った料理はとてもおいしく出来上がると言われています。キッチンに立つ奥様の強い味方です。

しかも、環境にやさしい、災害にも強い。

しかも、LPガスは、各家庭へ容器によって供給。どんな場所でも簡単に設置できます。定期的にご家庭に伺い、配送・点検しますので、安全・安心さも格別。環境にやさしい、万一の災害時にも強いなど、たくさんの魅力を備えたLPガス。この機会に、ご相談されてみてはいかがでしょうか。

やっぱり、LPガスがいいね。

埼玉県LPガスお客様相談センター

フリーダイヤル **0120-41-9640**

※ご相談タイム/午前9:00~午後5:00(土・日・祝日・お盆はサービス休止)



一般社団法人 埼玉県LPガス協会内

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-2-1-410
エイベックスタワー浦和 オフィス東館4F



住まい専門の生協です

あらゆることをサポートします!

さいたま住宅生協の仕事は

5つの柱で人と環境にやさしい住まいづくりをすすめています

新築工事

長寿命・自然素材の家

専任の設計者が、ご要望を確認するカウンセリングからプランニングまで行い、住む人のニーズに合わせた住宅を提供します。

アフターケア 10年保障



外壁塗装

住まいを長持ちさせる

高品質な塗料も用意しています。ご予算も含めてご相談ください。

アフターケア 5年保障



白アリ消毒

住まいの土台から守る

定期的な床下点検と白アリ防除を組員価格で行います。

アフターケア 5年保障



リフォーム

住む人の想いを“形”にします

多彩なアイテムとアイデアを提案します。お気軽にご相談ください。



耐震診断補強工事

予測不能な地震に備える

地震への不安は、耐震診断を行うことで耐震性を明らかにして対策を講じることが重要です。



あなたの住まいのホームドクター



県知事認可432号

住宅専門のCO-OP
さいたま住宅生活協同組合



0120-502-817

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-10-12 <http://www.houscoop.or.jp/>

広告

ホテル
まち・ひと・こころをつなぐ宿



 **パレスホテル大宮**
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5
TEL.048-647-3300

◆お得なプランやフェアなど、詳しい情報は下記で検索！

パレスホテル大宮

検索

<http://www.palace-omiya.co.jp>

-埼玉県農林業振興と米産直の-

(農)埼玉産直ネットワーク協会



〒347-0006

埼玉県加須市上三俣 1745-1

Tel0480-44-8167 Fax 0480-44-8168

組合長理事 塚田 静男

子どものために安心な食材を選びたい
ママの願いに応える生協です

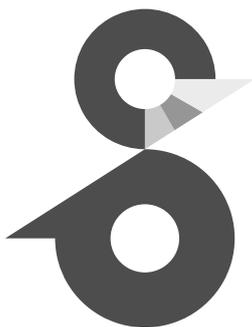


生活クラブ

生活クラブ生活協同組合 (埼玉)

お問合せフリーダイヤル 0120-391-144

月～金 9:00～18:00



株式会社 双信舎印刷

〒330-0044 さいたま市浦和区瀬ヶ崎 2-16-10

TEL 048-886-5556 (代) FAX 048-881-0975

Email sosinsya@f5.dion.ne.jp

Gmail sosinsya@gmail.com

病気や介護で困ったら、ご相談ください。

無料低額診療事業を行っています

埼玉県内に4病院、8診療所、3歯科、2老人保健施設、
13訪問看護ステーションなど37事業所を展開中



- 医療施設
- 介護施設



介護福祉士、歯科衛生士、

リハビリ職員募集中！！

各専門職の奨学制度
(返済免除制度)あり

TEL:048-294-6111(代表)

ホームページ/<http://www.mcp-saitama.or.jp>

 **医療生協さいたま生活協同組合**



MEMO

Lined area for writing, consisting of multiple horizontal dashed lines.

主 催 第 54 回埼玉県消費者大会実行委員会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

埼玉県生活協同組合連合会内

TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973